

中国における経営管理機構

(2024年3月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所

海外展開支援部戦略企画課

報告書の利用についての注意・免責事項

本調査レポートは、日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所が現地法律事務所北京立動法律事務所に作成委託し、2024年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本レポートはあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本レポートにてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび北京立動法律事務所は、本レポートの記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび北京立動法律事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本レポートに係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外展開支援部戦略企画課
E-mail：ODA@jetro.go.jp

ジェトロ・北京事務所
E-mail：PCB@jetro.go.jp

JETRO

はじめに

日本企業が中国において現地法人を設立する際、把握しておかねばならない経営管理機構の役割、義務、その業務執行および運営に関する注意点および問題点、併せて定款作成時の留意点について、日本企業担当者にとって、読みやすくかつ分かり易いマニュアル的なものを作成することを目的に、最初の調査レポート「中国における経営管理機構」（2009年版）を作成し、2009年4月に発行した後、2018年に更新しました。ここ数年、中国の法律改正があり、経営管理機構に関する規定が大きく変わり、よく寄せられた質問に答えるため、最新のものを整理し本レポート（2024年版）を作成しました。

本資料はジェトロ北京事務所が北京立動法律事務所に依頼し元の「中国における経営管理機構」（2018年版）を更新したものです。皆様のご参考になれば幸いです。

2024年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

目次

I 総論.....	1
1. 会社法改正と外商投資法.....	1
2. 会社の種類.....	4
II. 有限責任会社の会社機関.....	8
1. 機関設計全般.....	8
2. 株主会.....	9
3. 董事会／董事.....	16
4. 総経理、副総経理.....	24
5. 監事会／監事.....	25
6. 董事、監事、高級管理職に求められる「忠実・勤勉義務」.....	27
III 適用法の変更と法改正への対応（有限責任会社）.....	30
1. はじめに.....	30
2. 会社機関などに関する法令間の相違点.....	31
3. 対応策.....	36
IV 会社機関の見直しに伴うその他の関係事項（有限責任会社）.....	49
V 株式会社の会社機関.....	52
1. 概要.....	52
2. 必要な会社機関.....	52
3. 各機関の内容.....	54

中国における経営管理機構

I 総論

1. 会社法改正と外商投資法

➤ 会社法改正

(1) 会社法改正

2023年12月29日、中国の会社法の改正案が全国人民代表大会常務委員会会議にて可決され、2024年7月1日より施行される見込みです（以下同日付で新しく施行される会社法を「改正会社法」といいます。）。

中国の会社法は、1993年制定された後、数回の改正が行われています。本レポートにおいて、2005年10月27日に改正、2006年1月1日に施行された会社法を「2006年改正会社法」、当該改正を「2006年の改正」、2013年12月28日に改正、2014年3月1日された会社法を「2013年改正会社法」、当該改正を「2013年の改正」、2018年10月26日に改正・施行された会社法を「2018年改正会社法」、当該改正を「2018年の改正」といいます。2018年の改正点について、2013年改正会社法142条では、会社が自己株式を購入することを原則禁止し、会社の登録資本を減少する場合等の4つの法定事由に該当する場合に限り例外的に自己株式の購入が認められていたところ、この例外が2018年の改正により拡大されました。社会的に増加してきた従業員に対するストックオプションの付与や転換社債のニーズに対応する必要があったため、これらが法定事由として明記されました。そして、自己株式の保有期間も1年から3年に延ばされました。

このように2018年の改正が小規模な改正であったのに対し、改正会社法はさまざまな角度から広く全面的な改正が行われました。具体的には2018年改正会社法の16の条文が削除され、228の条文が新たに追加または修正され、そのうち、112の条文については実質的な修正が加えられています。主要な改正点は、引き受けた出資額の5年間の払込期間制限およびその株主の権利喪失制度の新たな追加、会社機関の最適化（会社が監事会又は監事を設置せずに董事会のみを設置する選択が認められた、従業員数300人以上の有限責任会社では、監事会を設け、かつ監事会に従業員代表が含まれている場合を除き、董事会のメンバーに従業員代表を含めなければならない等）、簡易減資制度の創設、支配株主および董事、監事、高級管理職者といった経営管理層の責任の強化、会社の社会的責任の強化などが挙げられます。

(2) 外商投資企業関連

①外商投資法と会社法の関係性の変化

第13回全国人民代表大会第二次会議において、2019年3月15日、外商投資法が成立し、2020年1月1日から同法が施行されました。これにより中国の外資規制は大きく変更されることになりました。具体的には、これまで外商投資企業に適用されていた「外資三法」（外商投資企業の基本法である「中外合資経営企業法」、「中外合作経営企業法」、「外資企業法」）は廃止されることとなり、外商投資企業の組織形態、会社機関およびその活動準則は、「会社法」と「パートナーシップ企業法」等に従わなければならないこととなりました（外商投資法31条、42条1項）。改正会社法以前の中国の法制度上、会社法は一般法、外資三法を代表とする外商投資企業向けの法律は特別法であり、特別法が一般法に優先していました（2018年改正会社法217条。なお、改正会社法では同規定は削除されています。）。従って、従来の会社法の改正を外商投資企業（合弁、合作、独資など）に適用するためには、原則としては、関連する特別法規定を改正することが必要でした。しかし、外商投資法によって、「外資三法」という特別法が全面的に廃止されると共に、外商投資企業については、会社法またはパートナーシップ企業法が適用されることになると定められたため、従来の一般法・特別法の関係性がなくなりました。その結果、会社法が改正されれば、特別法規定を改正せずとも、外商投資企業にも改正後会社法またはパートナーシップ企業法が適用されることとなります。

②外商投資法適用による機関変更の必要性

外商投資法施行に伴い、2020年1月1日以降に新設される外商投資企業は、会社法に基づいて機関設計をする必要があります。例えば、中外合弁企業では、元々董事会が最高権力機関であり、株主会の設置まで求められていませんでしたが（中外合弁企業法実施条例30条参照）、会社法（有限会社）において最高権力機関は株主会となるため（改正会社法58条）、董事会のみでは足りず、株主会を設置しなければなくなりました。変更を行うべき期限として、2020年1月1日以前に設立された既存の外商投資企業については、会社機関設計変更のための猶予期間が定められており、2024年12月末までに会社法に基づいた組織変更をすれば足りることになりました（外商投資法42条2項）。

実務上、外商投資企業のうち外商独資企業と外外合弁企業（外国投資者同士の合弁企業）については、2006年以降の当局の指導意見（工商外企字[2006]81号）により、既に会社法に基づく会社組織となっている可能性が高いため、上記適用法の変更があっても、それほど影響は大きくないかもしれません。一方、中外合弁企業および中外合作企業については、従来の法律に従い董事会が最高

意思決定機関となっているため、改めて会社法に沿った会社機関の変更が必要となります。既存の外商投資企業の機関変更を行う場合の具体的な取扱いについては、国务院市場監督管理機関が制定・公布するとされています（外商投資法実施条例（以下「実施条例」といいます。）45条）。そして、国家市場監督管理総局に公布された「外商投資法」を徹底実施し外商投資企業登記登録業務を遂行することに関する通知（国市監注〔2019〕247号）によれば、会社機関を変更するためには、まず定款の変更を行い、その後に登記機関で変更登記や関連の届出を行うこと等が明確にされています。

さらに、外商投資企業の機関変更の実施については、制度上のタイムリミット（2024年12月末まで）が設けられているにもかかわらず、実務上では当該タイムリミットの到来を待たずに、所在地の市場監督管理局から対応を要求される事例が存在します。例えば、監事の増設に伴う統治機関の全面変更が求められることがその一例です。日本本社サイドのコンプライアンスとガバナンス強化の一環として、中国子会社に対して、社内監査役（中国語では「監事」といいます。）の新設を指示されるケースがあります。監事の任命について、会社定款を改定したうえ、所属市場監督管理局に対して、定款の変更届および監事の登録を実行する必要があります。実務上では、前述の当該変更届と監事の登録を申し込む際に、監事みの設置は認められず、株主会など会社法に要求され会社機関の設置方法まで含めて全面的に改正するよう求められる場合があります。かかる場合には、上記タイムリミットを待たずに、先に機関の全面的な変更をせざるを得ない結果になってしまいます。

また、ここ数年では1990年代または2000年代に中国に進出し、30年または20年の合弁期間を設けた合弁事業が、合弁期間の満了を迎えた事例が相次いでいます。将来の事務負担を軽減するために、合弁契約の更新をきっかけとして会社法が求める会社機関に変更する場面も多数見受けられます。この場合においても、上記タイムリミット前に会社機関の変更が先に行われることになります。

上記タイムリミットを待たずに、先に組織を全面的に変更したケースでは、2018年改正会社法の定めに基づいて機関変更が行われているのが殆どだと思われれます。しかし、改正会社法は2024年7月1日より新たに施行されるため、2018年改正会社法から改正が行われた点については、例えその変更が微調整とはいえ、既に組織変更を変更した外商投資企業として、改正内容を遵守するべく再度定款の変更をせざるを得ない可能性があります。従って、自社の状況を踏まえ、その対策を検討いただく必要があると思われれます。

まず、本報告書の第Ⅱ部では、外商投資企業の会社機関設定のあり方について全面的に紹介します。次に、第Ⅲ部では、旧中外合弁企業法、2018年改正会社法、改正会社法の三法における会社機関に対する定めを比較整理したうえ、

旧中外合弁企業法に基づいて会社機関を設置した企業（有限責任会社）、2018年改正会社法に基づいて会社機関を設置した企業（有限責任会社）が、改正会社法による規制変さらに対してどのように対処すべきかを具体的に紹介します。さらに第IV部では、会社機関の見直しとともに、会社運営にあたって理解しておくべきその他の事項について、旧中外合弁企業法、2018年改正会社法、改正会社法の変更点をまとめています。第V部では、実務上で極少数存在する外商投資株式会社の機関設置について説明します。

2. 会社の種類

(1) 外商投資企業の種類

外国の法人または個人が全部または一部の出資をする中国の会社を外商投資企業といいます。前述したとおり、外商投資法の施行により外資三法が廃止されました。従って、下記図のとおり外商投資企業は、内資企業と同じくすべて有限責任会社または株式会社に統合されたため、外商投資企業を形態ごとに整理する必要がなくなりました。

もっとも、2024年12月末日までは既存の外商投資企業の各形態の存続が認められているため、便宜上説明のために従来の外商投資企業の区分を説明します。外商投資企業は、出資形態により、以下の中外合弁企業、中外合作企業、外資独資企業、外商投資株式会社の4種類の会社に分かれます。中外合弁企業、中外合作企業、外資独資企業は有限責任会社で、外商投資株式会社は株式会社です。有限責任会社と株式会社の異同については、下記(2)をご参照下さい。実務上では外商投資有限責任会社のほうが絶対多数を占めるため、本稿では外商投資有限責任会社を中心に説明し、株式会社として例外のある部分について、第V部で説明します。そして、中外合弁有限会社、中外合作有限会社、外資独資有限会社、外外合弁有限会社の四つをまとめて、外商投資企業と呼称します。

<中国における会社の種類>

		改正会社法前	改正会社法
有限責任会社	内資企業	内資有限責任会社	内資有限責任会社
		中外合弁企業 (中国企業とのジョイントベンチャー)	外資有限責任会社
	外商投資企業	中外合作企業 (契約で利益配当率を決める)	
		外資企業 (100%外国資本または外国出資者同士が出資する合弁会社)	
		改正会社法前	改正会社法
株式会社	内資企業	内資株式会社	内資株式会社
		外商投資株式会社 (ただし、外国資本が 25%以上入った株式会社をいう。外国資本が 25%未満の株式会社は、登記管理上、内資企業として分類されている。)	外資株式会社
	外商投資企業		

★外商投資企業は、 の会社です。

● 従来の外商投資企業の種類は以下のとおりです。

- ① 中外合弁企業 : 外国出資者と中国出資者が共同で出資する有限責任会社で、それぞれが出資比率に応じた利益配当を受ける会社。
- ② 中外合作企業 : 外国投資者と中国出資者が共同で出資する有限責任会社で、出資方式、損益分担方法、利益配当比率等を契約により、比較的柔軟に定めることができる。一定の要件のもと、外国出資者による投資の早期回収なども認められている。なお、パートナーシップや法人格がない形態も可能。
- ③ 外資（独資）企業 : 外国出資者のみが出資する有限責任会社。出資者が 1 名（1 社）である場合（外資独資会社）と、複数である場合（外資合弁会社）がある。
- ④ 外商投資株式会社 : 外国投資者と中国出資者が共同で設立する株式会社であって、外資割合が 25%以上のもの。外国資本が 25%未満の株式会社は、登記管理上、内資企業として分類されている。

(2) 有限責任会社と株式会社

中国の国内で設立された企業には、大きく分けて、以下の 2 種類の会社があります（改正会社法 2 条）。

- 有限責任会社
- 株式会社

どちらの会社も、株主の責任は有限責任ですが、有限責任会社では株主の会社に対する持分が「出資持分」と定義され、株式会社では「株式」と定義されています。有限責任会社と株式会社の主な異同は以下のとおりです。

	有限責任会社	株式会社
株主の責任の範囲	有限責任	有限責任
株主数	1～50 名（1 人会社○） （改正会社法 42 条）	発起人は 1 名以上でかつ 200 名以下 （改正会社法 92 条。注 1）
株主の持分	出資持分	株式
持分の譲渡	原則制限あり （改正会社法により他の株主の過半数の同意は不要となったが、他の株主が優先買取権を有する （改正会社法 84 条 2 項）など） 定款に別段の規定がある場合、それに従う （改正会社法 84 条 3 項）	原則自由。定款に別段の規定がある場合、それに従う。 （改正会社法 157 条） 上場会社の株式譲渡に関する制限あり （改正会社法 160 条）
最低資本金	会社法上の最低資本金の定めは、2013 年 12 月「会社法」の改正によって廃止された（注 2）	左に同じ

（注 1）発起人の人数制限です。株主数の上限に制限はありません。

（注 2）過去には、一部の業種における外商投資企業の設立に対して、最低資本金額が設定されていましたが、WTO 加盟後に、徐々に撤廃されました。現時点では法令上、外商投資企業についても、国内資本の会社（内資企業）と同様に、原則として、最低登録資本金の制限がなくなりました。なお、外商投資性公司について、3000 万ドルの最低資本とする基本法令はまだ有効であるものの、実務上では 1000 万ドルなどの資本金をもって、自由貿易区で設立した事例も多数あり、実質そのとおりに運用されていない地域が多いようです。しかし、外商投資企業の最低登録資本金の法律上の制限がなくなったとしても、実務上では、

会社の予定される業務内容を踏まえて、市場監督管理局によって一定の裁量に基づいて判断が行われる状況にあるため、1 元のみで資本金で会社を登記できるとは言い難いと思われます。そのため、この点については進出先の所管行政機関で事前に確認していただくことが望まれます。

また、生産型企業の場合には、その進出先の開発区から、その使用する工業用地の面積に応じて、一定の資本金の振り込みを条件とするケースがあります。そして、外債借入を実施するために、登録資本金と投資総額の差額を多めに確保する必要がある場合は、資本金を最初の段階で高く設定する必要があるかもしれません。従って、現時点では表面上最低資本金に関する法令そのものは殆ど撤廃されましたが、会社の事業内容と規模、進出先の要求などに応じて必要な資本金の金額が変わるため、これらの要素を踏まえて、総合的に調査、考慮のうえ、その金額を決めていただく必要があると言えます。

II. 有限責任会社の会社機関

1. 機関設計全般

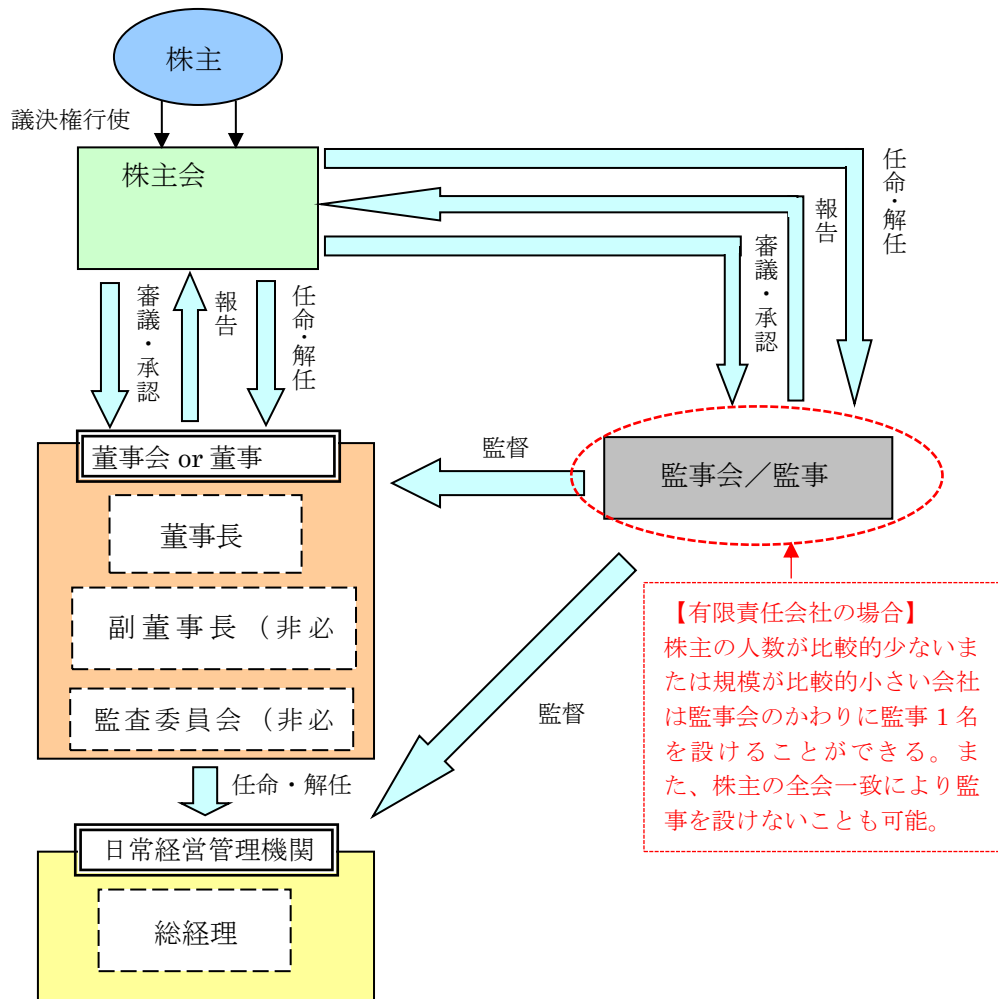
外商投資法および改正会社法の施行により、中国の外商投資企業の機関設計は、改正会社法に即して行う必要があります。中国の機関設計における機関は以下のとおりです。

会社の種類	設置機関
有限責任会社	株主会／董事会（注1） or 董事／董事長／監事会 or 監事（注2）／總經理
株式会社	株主会／董事会（注1）／董事長／監事会 or 監事／總經理

注1：董事会においては董事から構成される監査委員会が設置可能。監査委員会を設ける場合は監事会または監事を設けなくても構わない。

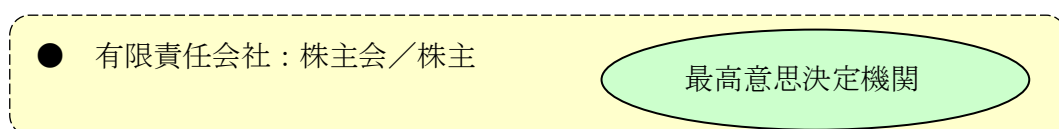
注2：株主の全会一致により監事を設けないことも可能。

各機関の相互関係は以下の図解のようになります。

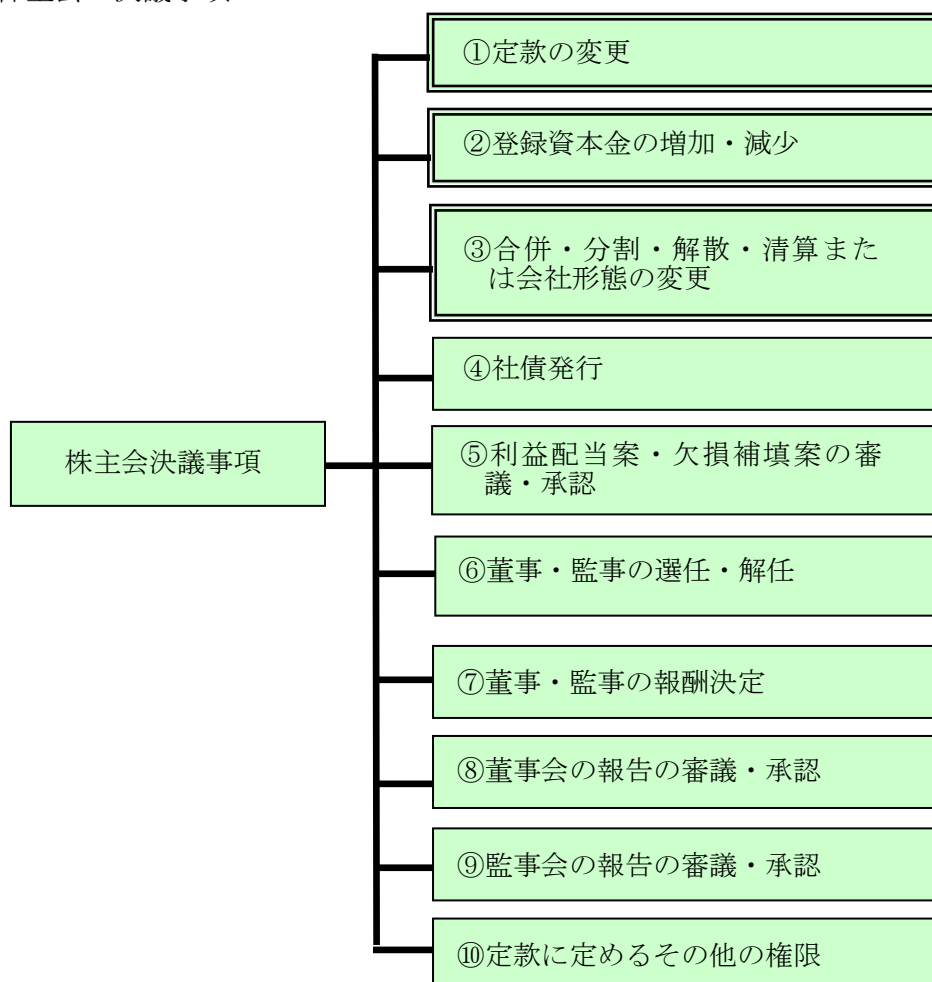



2. 株主会

株主会（中国語で「股东会」といいます。）は会社の全株主で構成される会社の最高意思決定機関で、会社の基本的な重要事項を決定します（改正会社法 58 条、59 条）。株主会の決議事項は、董事・監事の選任・解任、会社の合併・分割、解散・清算、会社定款の修正などです。そして、株主が一名のみの場合は株主会ではなく、株主が最高意思決定機関となります。



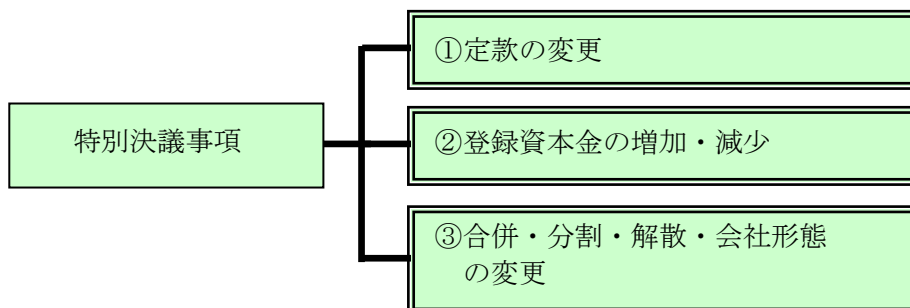
(1) 株主会の決議事項



※  は特別決議事項です。

① 特別決議事項（改正会社法 66 条 3 項）

株主会の決議事項のうち、以下の内容は、特に重要な事項なので、特別決議事項として、3 分の 2 以上の議決権を有する株主によって決議しなければなりません。

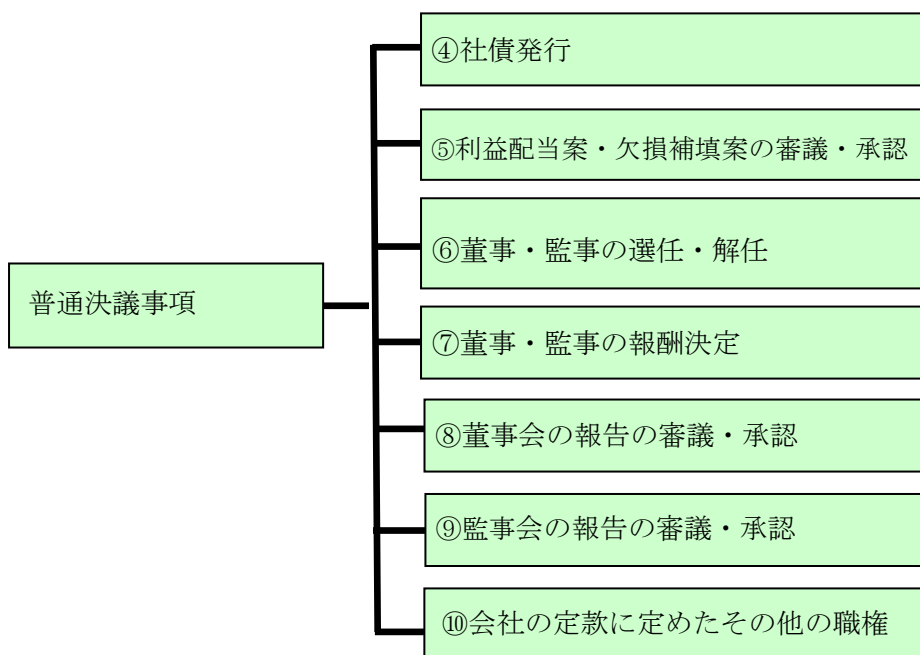


●上記特別決議事項は、法律上、必ず3分の2以上の議決権を代表する株主によって決議することが必要な事項です。

従って、これを下回る議決方法を定款等で規定することはできません。

② 普通決議事項（改正会社法 66 条 2 項）

株主会の決議事項のうち、以下の内容は、普通決議事項です。決議方法は必ず過半数の議決権を代表する株主によって決議することが必要な事項です。



●上記普通決議事項は、法律上、必ず株主会の決議事項とすることが必要な事項です。

会社法に定めた株主会の権限（法定権限）について、株主会から董事会などの機関に対する授権の可否について、明確な解釈はなく、判例上でもその認識が統一されていません。よって、原則株主会より決議いただくべきと考えます。

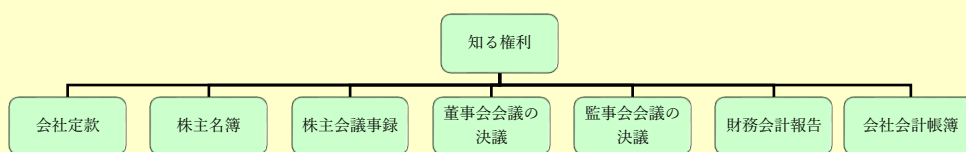
●自社の状況に応じて、さらに株主会の決議事項を追加できますか？

(答) できます。

上記の株主会決議事項は最低限の事項を定めたものです。それぞれの会社が、自社にとって重要な事項を株主会の決議事項としていくことは、会社運営にとって重要です。

●株主会の情報収集権

株主会は最高意思決定機関ですが、多くの株主は会社の経営管理に直接関わっていないので、情報不足により、その議決権を有効に行使できない可能性があります。改正会社法により、下図のとおり一定程度において株主の知る権利が保障されました。



●少数株主が、会社の現在の経営状況を知りたい場合に、会社の関連資料を閲覧する権利はありますか。

(答) 株主には、以下の権利があります（改正会社法 57 条）。

- ①閲覧権 : 会計帳簿およびその基礎となる証明資料
- ②閲覧+複製権 : 会社定款、株主名簿、株主会会議の議事録、董事会会議の決議、監事会会議の決議、財務会計報告

(2) 株主会招集手続き

株主会は、会社の最高意思決定機関なので、その招集は確実に行う必要があります。株主会の招集は原則として董事会が行います。

株主会には、定時株主会、臨時株主会の 2 種類があります。定時株主会は定款に定めた期日に開催し、臨時株主会は必要に応じて開催されます。以下の点に注意して下さい（改正会社法 61 条ないし 64 条）。

< 株主会招集時の注意点 >

	定時株主会		臨時株主会
	第 1 回株主会	2 回目以降の株主会	
招集権者	最も多く出資した株主	董事会	董事会
招集通知	15 日前に通知	15 日前に通知	15 日前に通知
開催時期	—	定款に定めた期日	—

●臨時株主会はどういう場合に招集しますか？

(答)

①董事会が招集する場合

⇒董事会は、臨時に株主会を開催して決議する必要がある場合など、必要に応じて臨時株主会を招集・開催することができます。

②董事会以外の者が提案した場合（改正会社法 62 条 2 項）

⇒以下の者から臨時株主会の開催の提案を受けた場合には、董事会は臨時株主会を招集・開催しなければいけません。

- ・ 10%以上の議決権を有する株主
- ・ 3 分の 1 以上の董事
- ・ 監事会

●定款で記載する株主会の開催時期はいつにすればいいでしょうか？

(答) 中国の内資企業の例では、定時株主会は「毎会計年度の終了後すぐに開催する」と規定しているケースが見受けられます。外商投資企業の株主会は前年度の監査報告が完了となり、決算を承認できるタイミング（1～4 月）に開催されるケースが多いと思われます。

●実際に株主が一堂に会さずに、書面決議を行うことができますか？

(答) できます。

株主が書面により全員一致で同意した場合は、株主会会議を招集せずに、全株主が署名または捺印を行うことで書面決議を行うことができます（改正会社法 59 条 3 項）。

●招集通知の発送をしないことにしたり、通知の時期を「2 日前までの通知」等に変更したりできますか？

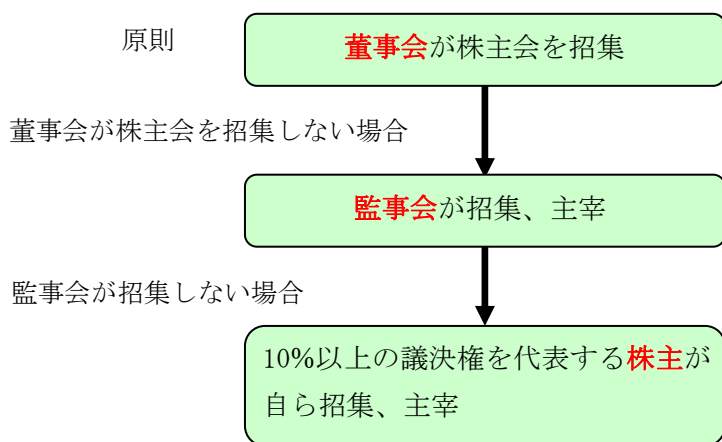
(答) 招集通知がなければ、株主は、株主会が開催されることを知ることができず、株主会に参加することができないことから、原則、招集の通知を行うことは必要です。また、株主が株主会に参加する機会を事実上奪われることとならないよう、一定の期間を空けて通知を行うことが必要です。（会社法 64 条 1 項）。ただし、定款で定める場合または全株主の同意がある場合はこの限りではありません（同条項但書き）。

●株主会設置会社の場合、株主会は董事会と同時に開催する必要がありますか？株主会と董事会をどういうタイミングで開催する企業が多いですか？

(答) 改正会社法第 62 条では、有限責任会社の株主会の会議は、定時会議と臨時会議とに分けることが規定されています。定時会議は、会社定款の定めにより期日どおりに招集しなければなりません。10 分の 1 以上の議決権を代表する株主、3 分の 1 以上の董事、または監事会が臨時会議の開催を提案した場合は、臨時会議を開催しなければなりません。董事会は、会社法に従って行われ、議事方式、議決手続き等は定款の定めによります（改正会社法 73 条）。

株主会と董事会を同時に開催する点について、法令上は特に規定がないため、定款に特段の規定がない限り、同時に開催する必要はありません。ただし、董事会を開催し、株主会で決議する事項を作成、決定した後、株主会を開催し、決議を行うことが一般的です。そして、董事会および株主会は、期末の決算等が終了した後に行われることが一般的です。

☆**董事会が株主会を招集しない場合の、株主会招集の方法**（改正会社法 63 条 2 項）。



(3) 株主会運営手続き等

株主会運営手続き等の概要は以下のとおりです（改正会社法 62 条ないし 66 条）。

	株主会運営の手続き等
主宰者	董事長
構成員	全株主
定足数	(定款で規定)
最低回数	(定款で規定)
議決権	出資比率に基づく議決権
決議方法	普通決議事項：出席株主の過半数で決議 特別決議事項：出席株主の 3 分の 2 以上で決議
議事方式	(定款で規定)

●株主会では、必ず株主の出資比率に応じて議決権を行使しなければならないでしょうか？

(答) 必ずしもそうとは限りません。株主会会議において、株主が出資比率に基づいて議決権を行使することが原則ですが、会社定款に別途規定する場合は、この限りではありません(改正会社法 65 条)。この規定に基づき、所謂「サイレントパートナー」の設定が可能であると思われます。

●株主が株主会を途中退席した場合や議決権行使を棄権した場合は、賛成票になりますか反対票になりますか？

(答) 法律上では特に定めが設けられていません。株主会会議の議事方式と議決手続きは、会社法の定めがある場合を除いて、会社定款の定めによりますので、定款の中で定めておくことが望まれます。

●議事録を作成する必要がありますか？

(答) 株主会は、議事事項の決定について議事録を作成しなければならず、会議に出席した株主は議事録に署名しなければなりません（新会社法 64 条 2 項）。

●株主会の議事録について、中国の会社法で満たすべき内容や様式は何ですか。

(答) 会社法では、株主会の議事録が株主会の議事の決定に基づいて作成され、かつ、会議に出席した株主の署名または押印（改正会社法64条2項）が要求されていますが、その他に株主会の議事録の内容や様式について、法令上では特に要求されていません。

一般的には、株主会の議事録には、会議の日付、場所、出席した株主、また議事および決議の具体的な内容等を記録します。ただし、定款の変更届などを当局に提出する際に、株主会決議の内容を証明する資料提出が義務付けられており、実務においては内容不足をめぐって指摘を受けるケースがあります。よって、当局まで事前にご確認いただくことをお勧めします。

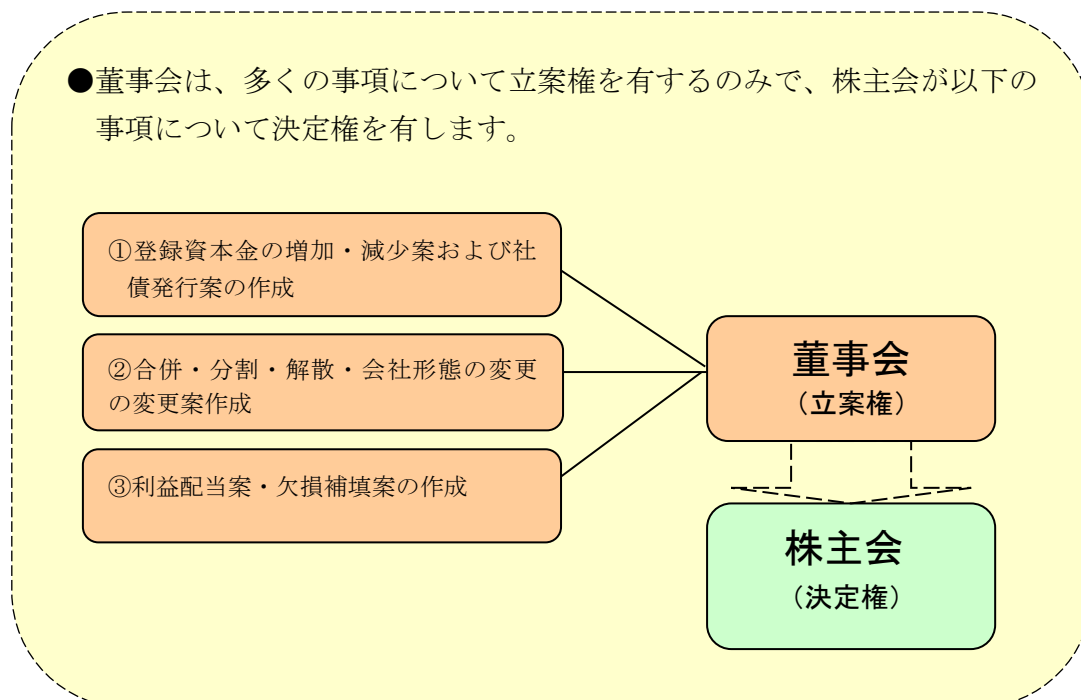
●株主会の招集プロセス、議決方式が法律、行政法規もしくは会社定款に違反する場合、または決議内容が会社定款に反する場合、株主は決議がなされた日より 60 日以内に人民法院に取消を請求することができます（改正会社法 25 条、26 条）。

3. 董事会／董事

会社法上、最高意思決定機関は株主会になり、董事会は株主会の決議に基づいて業務執行を行う機関になります。株主の人数が比較的少ない、または規模が比較的小さい有限責任会社は、董事を 1 名設けることで、董事会を設置しないことができます（改正会社法 75 条）。以下では、董事会について検討しています。

(1) 董事会の決議事項

重要決議事項はすべて株主会の決議事項となり、董事会は株主会決議事項の立案権を有し、また株主会決議事項以外の事項を決議することになります（改正会社法 67 条）。



上記立案権に加え、董事会は以下の権限も与えられています。

- ①株主会会議の招集、株主会への業務報告
- ②株主会決議の実施
- ③会社の経営計画と投資方案の決定
- ④社内機関の設置の決定
- ⑤総経理の招聘又は解任およびその報酬事項を決定し、かつ総経理の指名に基づき会社の副総経理、財務責任者の招聘又は解任およびその報酬事項の決定
- ⑥会社の基本管理制度の制定
- ⑦その他会社定款に定められた又は株主会から授与された権限

(2) 董事会の招集手続き

董事会会議の招集は、原則、董事長が行います（改正会社法 72 条）。

董事会招集の注意点は以下のとおりです。

	董事会会議招集時の注意点
招集権者	原則董事長
回数	定款で規定
開催地	定款で規定

● 董事会の招集通知は送付しなければならないのでしょうか？

(答) 董事会の招集通知の発送は法律上の義務とはされていません。

しかし、非常勤董事や外国側出資者の董事の立場からすると、会社の動きに気づかないこともあり、招集通知がないと董事会に出席できず、拒否権等を行使できなくなる恐れがあります。そこで、こうした事態を避けるため、定款で別途招集通知を送付することを定めて、招集通知の送付を義務化する方が、有効な董事会の運営ができると考えます。

この点、定款上、「董事長が会議招集 1 カ月前までに董事会の招集通知および議案を書面で各董事に送付する」等規定されることがあります。

● 董事会の招集通知には何を記載すればいいのでしょうか？

(答) 招集通知には、少なくとも以下の記載することが望ましいです。

- ① 議題
- ② 開催期日
- ③ 開催地

● 董事長が董事会を招集しない場合、董事会は開催できないのでしょうか？

(答) できます。

董事長が職務を履行できない場合または履行しない場合は、副董事長が招集・主宰します。副董事長が職務を履行できない場合または履行しない場合は、過半数の董事が共同で推薦する 1 名の董事が招集・主宰します（改正会社法 72 条）

● どのような形式でどのような頻度で董事会を開催していますか？ 董事が一カ所に集まることなく、通信や書面の方式で、董事会を開催することはできますか？

(答) 改正会社法 73 条は、董事会の議事方式と議決手続きは、本法に定めのある場合を除き、会社定款の定めによると規定しています。

(3) 董事会の運営

董事会を主宰して運営するのも董事長です（改正会社法 72 条）。

董事会の運営の手続き等の概要は以下のとおりです（会社法 68 条～73 条）。

	董事会運営の手続き等
主宰者	董事長
構成人数	3 人以上
議決権	1 人 1 票
決議方法	定款で規定
議事方式	定款で規定
定足数	全董事の過半数以上の出席が必要（改正会社法 73 条 2 項）
代理出席の可否	定款で規定
開催地	定款や議事規則で規定

●実際に董事を一カ所に集めずに、通信や書面で董事会を開催できますか？

（答）できます。

董事会の議事方式と決議方法は定款で自由に定めることができます（改正会社法 73 条）。そこで、定款で通信や書面による董事会決議について明記すれば可能です。

●董事が出席できない時、代理人が出席することができますか？

（答）できます。

董事会の議事方式と決議方法は定款で自由に定めることができます（改正会社法 73 条）。そこで、定款で代理出席について明記すれば可能です。その場合、代理人になろうとする「他の董事」または「第三者」に、授權範囲を記載した書面の委任状を提出することが必要です。

●董事会の議事録を作成する必要がありますか？

（答）必要です。

議事の決定について議事録を作成し、出席董事が署名することが必要です（改正会社法 73 条 4 項）。

董事会の議事録には、議案、決議、議事進行の要点を記載し、主宰者および出席董事が署名した後、原本を会社で保管するのが一般的です。

●**董事会を董事2人で構成することはできますか？**

(答) できません。

董事会を構成する董事の人数は最低3人です(改正会社法68条)。但し、株主数が少ない又は規模が小さい会社については、董事会を設けず、董事一人のみを置くことは可能です(改正会社法75条)。

●**董事の辞任等で、董事会の人数が法定人数より少なくなった場合はどうすればいいですか？**

(答) 新しい董事が選任され就任するまでは、もとの董事が引き続き董事の職務を履行しなければなりません(新会社法70条2項)。

●**董事長の議決権に特権を設けることはできますか？(例：定款で「董事長は一般の董事の2倍の議決権を持つ」と規定する)**

(答) 董事の董事会における議決権は1人1票により行うと規定されています(改正会社法73条3項)。このため、董事長と董事の議決権を平等に取り扱うことが基本的な考え方となります。なお、実務的に、定款において、董事会の議決について、賛否同数となった場合、董事長の議決により決定すると定めるケースが見受けられます。こうした規定が一概に無効とはいえませんが、無効となるリスクも完全には否定できません。

●**株主会は、実際どのように董事をコントロールするのですか？**

(答) ①人事面

董事の任命権および解任権は株主会または株主にあります。

②董事報酬

董事の報酬についても、株主会または株主が決定します。

③決議事項

重要事項の決定権は株主会にあります。

④監事会／監事

株主が任命派遣しまたは選出した監事会／監事が董事長、董事、総経理等を監督します。

●**毎年の董事会、株主会で決議・検討等が必要な項目がありますか？**

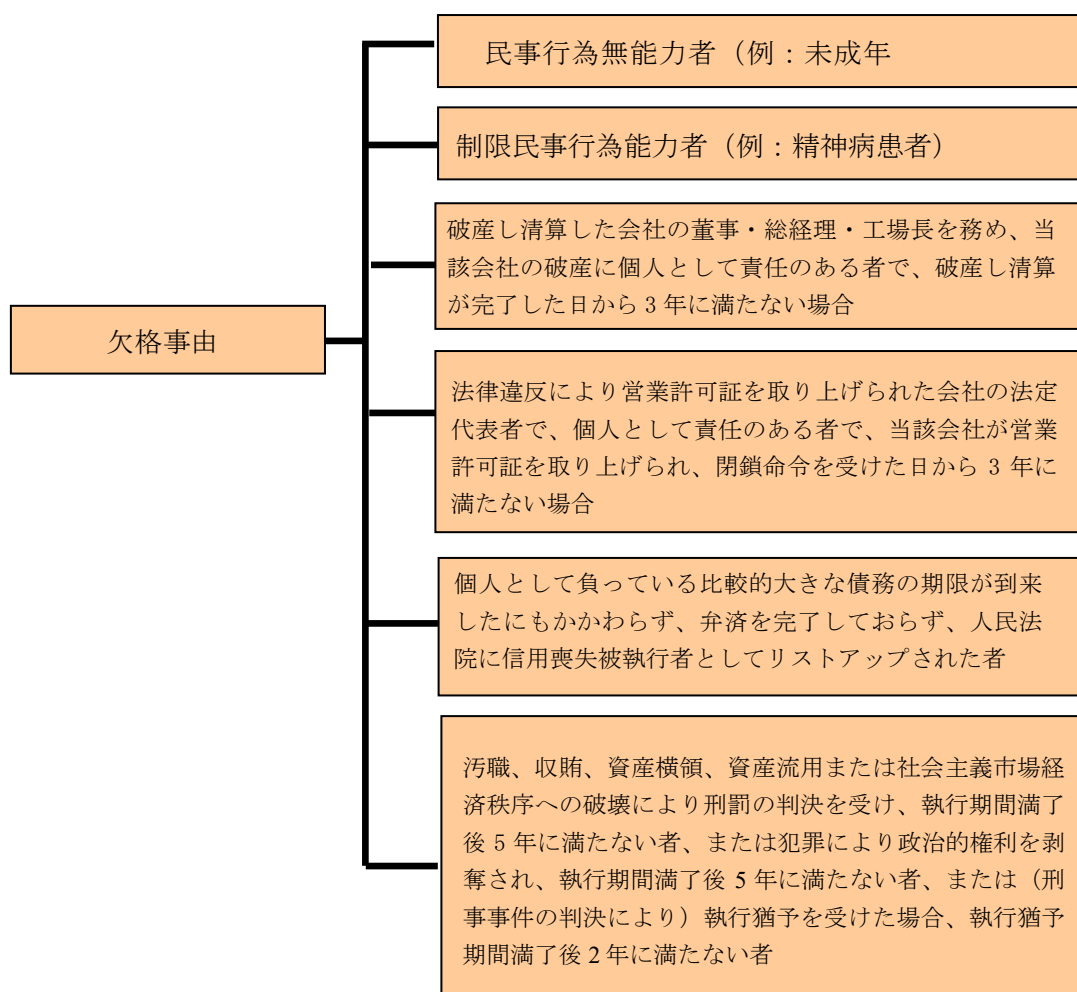
(答) 毎年、会社の利益配当案または欠損補填案について、董事会が作成し、株主会が審議して承認します。また、董事会が会社の経営計画および投資案を決定し、董事会が株主会会議を招集し、かつ株主会で業務報告を行うことも必要です(改正会社法59、67条)。

(4) 董事

① 就任資格

董事の就任資格には法律上制限があります。

以下に該当する人は、董事に就任することができません（改正会社法 178 条）。



② 選任方法、任期等

従業員董事に該当しない場合は、株主会が董事を任命・解任し、その報酬を決定します（改正会社法 59 条 1 項 1 号）。董事の任期は3年以下です（改正会社法 70 条 1 項）。

●董事の任期を1年とすることもできますか？

（答）3年は最長期間なので、任期を1年とすることもできます。

●**董事を全員再任させるには、どのような手続きを行えばよいですか？**

(答) 董事の再任について、対象会社の定款の規定に従う必要がありますが、注意点として任期に関する定めがある以上、再任の手続きを行ったことを証する資料（株主会議事録等）を作成しておく必要があります。定款上、董事の任命、再任に別途の手続き（董事会の全員一致決議など）が必要である場合、当該手続きを履行する必要があります。

董事再任後の行政機関に対する届出の要否について、地方によって運用が異なる可能性があります。北京市商務委員会と工商局に問い合わせたところ、再任する場合に董事情報の変更がないため、董事変更届出手続きが不要で、董事再任によって定款が変更された場合定款変更手続きが必要とのことです。

●**定款で定めた任期2年の起点はどの日ですか？**

(答) 董事任期の起算点について、法令上は明確には規定されていません。定款の規定等によって任期の起点が決まることとなりますが、定款に特段の規定がなければ、董事の任命の効力が生じた日が起点となります。

●**1名の董事を罷免したいですが、罷免書は作成しているが本人は罷免に抵抗しており、董事会の議事録にもサインしていない状況です。対処方法および行政手続きを教えてください。**

(答) 対処方法：

「最高人民法院の『中華人民共和国会社法』の適用に関する若干の問題に関する規定（五）」（2019年4月29日施行）3条1項によれば、株主会の有効決議により任期満了前の董事を罷免することが原則可能です。

ただし、董事の解任について、定款上の規定（例えば、董事の変更は株主会の全員一致の賛成を取得しなければならないという内容が設けられている場合など）または地域の工商部門と商務部門の実務の運用によって特別な制限を生ずることがあり得るため、当局部門に確認した上、自社の定款に従い、弁護士に相談するなどした上で、董事の解任を行う必要があると思われます。

●**董事を変更する際に、行政部門への届け出は必要でしょうか？**

(答) 外商投資企業が董事を変更する場合、市場監督管理部門で董事変更届出手続きを行う必要があります。董事変さらによって定款が変わる場合、定款変更届出手続き（外商投資参入特別管理措置の分野（ネガティブリスト）にかかわる外商投資企業の場合、定款変更の審査認可申請手続き）も必要となります。以下は北京を例をとって、関連行政手続きを紹介します。なお、地域によって行政手続きが変わる可能性があるため、董事変更届出手続きを行う時、現地の行政機関に確認する必要があります。

工商部門に対する提出書類は、①外商投資企業届出申請書、②指定（委託）書、③原董事の免職文書、④定款修正案または修正後の定款（定款変さらにかかわる場合）、⑤営業許可書のコピー等です。

③**従業員董事について**

従業員数が 300 名以上の有限責任会社又は株式会社の場合、法に従い監事会を設置して従業員代表（以下「従業員監事」といいます。）がいる場合を除いて、董事会の構成員の中に従業員代表（以下「従業員董事」といいます。）を加えなければなりません。従業員董事は株主会による任命ではなく、従業員代表大会、従業員大会またはその他の民主選挙によって決められるとされています（改正会社法 68 条、120 条）。本規定は改正会社法により新設されました。

そのため、従業員董事を設置する場合における董事会の議事規程や情報漏洩対策などについては、会社および株主に与えられた新しい課題だと言えるでしょう。なお、「従業員が 300 名以上」の計算方法については、一定期間の平均値を指すのか、それともある 1 日のうちで 300 名を超えれば要件に該当するのかなどについての基準が現時点で明らかにされていないため、立法機関または行政部門による解釈が待たれます。いずれにしても従業員が 300 名以上の会社については、法律により従業員董事の設置が求められた以上、今後の定款改訂時における市場監督管理部門への届出を実行する際に、従業員董事の設置の届出または登録が前提条件とされてしまう可能性は皆無ではないため、企業として真摯に上記の課題と向き合い、対策をしていただく必要があると思われます。

前述したとおり、従業員が 300 名以上の会社は、従業員董事を設けるか、または監事会を設置し従業員監事を設けるかのどちらかを選択する必要があります。

あります。監事会は後述のように重要事項の立案権および一部の事項に対する決定権を有する機関ではなく、董事、高級管理職の職務を監視監督する色合いの強い存在でもあるため、出資者による意思決定権の確保という意味では、従業員董事ではなく、監事会を設けたうえで従業員監事を設置する方法は選択肢としてあり得ると考えられます。

ただし、監事は董事会会議に列席し、董事会の決議事項に対する質疑または建議を出す権利も与えられており（改正会社法 79 条）、会社が組織再編、解散、破産申立ておよび経営面の重大事項を決定し、または重要規則制度の制定を行う際、労働組合の意見を聴取しなければならない、かつ従業員代表大会またはその他の形式で従業員の意見と提案を聴取しなければならないため（改正会社法 17 条 3 項）、従業員に対する完全な情報遮断および権利排除は不可能であると言えます。

③ 董事の義務

董事の不適切な行動により会社に甚大な損害をもたらす可能性があります。そこで、一般の従業員とは異なり、特別な義務や責任を負っています（改正会社法 180 条、181 条、188 条、191 条等。詳細は本報告書第 27、28、29 ページ参照）。加えて、董事は監事会から職務執行の報告書を提出するよう要求された場合、これを提出する義務を負います。また、董事は監事会または監事に関連状況および資料を事実即して提供する義務、および監事会の権限行使を妨害してはならない義務を負っています（改正会社法 80 条）。

④ 董事長、副董事長

(a) 選任方法

董事長と副董事長の選任方法は定款で自由に定めることができます（改正会社法 68 条 2 項）。

☆ 董事会で任命しても、株主会で任命しても問題ありません。ただし、選任方法は定款に明記することが必要です。

(b) 権限

董事長は、董事会を招集・主宰する権限を有します（改正会社法 72 条）。会社の法定代表者については、必ずしも董事長でなければならないことはなく、会社を代表して会社事務を執行する董事（董事長または一般董事）・総経理のいずれもが法定代表者になり得ます（改正会社法 10 条）。

●副董事長を2名選任してもよいですか？

(答) 可能です。

4. 総経理、副総経理

(1) 総経理、副総経理の選任方法

董事会が総経理を任命・解任し、その報酬を決定します（改正会社法 67 条 8 号、74 条）。

(2) 権限

総経理は、董事会に対して責任を負い、会社の生産経営管理を主管し、董事会決議を実施します（改正会社法 74 条 2 項）。法定代表者になることも可能です（改正会社法 10 条）。

●総経理、副総経理はそれぞれ、企業グループ内、グループ外で兼任が可能ですか？

(答) 改正会社法 183 条、184 条に、董事、高級管理職は、株主会または董事会の同意を得ずに、職務上の便宜を利用して自己のため、または他人のために会社の商機を奪い、若しくは在任する会社と同種の業務を自営し、または他人のために経営してはいけないと定められており、株主会または董事会に取引関連事項を報告し、承認を得ると同時に兼任先のしかるべき機関の承認も得ておくという対応が必要かと思われます。

上記に加え、就業許可証の問題を検討する必要があります。中国では、外国人は 1 人 1 通の就業許可証しか取得することができず、1 通の就業許可証にて、1 社で就業することしか認められないため、厳密には複数の会社の総経理等を兼任することは認められていないとも言えます（ただし、上海市等、一定の場合にこれを認める地方性法規がある場合を除く）。なお、ある会社の総経理等が、別の会社の非常勤かつ無給の董事等を兼任する場合等には、実態を踏まえ、これが認められる余地があると考えますが、管轄の当局に事前に確認するなど慎重に対応することが必要です。

●総経理の任期を短縮して、董事会で新たに任命することは可能ですか？

(答) 可能です。

法令上、任期内に総経理を解任・更迭できないとの規定はありません。会社の定款にそうした規定がなければ、定款の規定等に従い、董事会で改めて任命することは可能です。ただし、会社法上の問題以外に、雇用契約の解除、給料の支払い等について、別途検討する必要があります。

5. 監事会／監事

(1) 監事の選任方法と任期

中国の有限責任会社では、株主会が監事を選任します（改正会社法 59 条）。

監事の任期は 3 年です（改正会社法 77 条 1 項）。

株主の人数が比較的少ないまたは規模が比較的小さい有限責任会社は、1 名の監事を置き、監事会を設置しないことができます（改正会社法 83 条）。さらに、全株主の同意を得られれば監事の設置すらも不要となります（同条）。

さらに、改正会社法の施行により、新たな機関として、董事会の中に監査委員会を設置することが可能となりました。この場合、監事会や監事を設置することなく、監査委員会に監事会の権限を行使させることができます。董事会の中の従業員代表は監査委員会の委員となることもできます（改正会社法 69 条）。

(2) 監事会／監事の権限

監事会は、会社の財務検査や、董事および高級管理職の職務執行に対する監督を行う会社機関です（改正会社法 78 条）。監事会の権限は以下のとおりです。

●監事会・監事の権限

監事会の権限は、以下のとおりです（改正会社法 78 条）

- (1) 会社の財務の検査
- (2) 董事、高級管理職の会社職務執行に対する監督、ならびに法律、行政法規、会社定款または株主会の決議に違反する董事、高級管理職に関する解任の提案
- (3) 董事および高級管理職の行為が会社の利益に損害を与える場合における、董事と高級管理職に対する是正の要求
- (4) 臨時株主会会議招集の提案、董事会が会社法に定める株主会会議の招集および主宰の職責を履行しない場合の株主会会議の招集および主宰
- (5) 株主会に対する意見の提出
- (6) 改正会社法第 189 条の規定に基づく、董事、高級管理職に対する訴訟の提起
- (7) 会社定款に定めるその他の権限

(3) 監査委員会

① 概要

改正会社法の施行により、新たな監督機関として董事会の中に監査委員会を設置することが可能となりました。監査委員会は、会社の定款により董事会の中に設置される監督機関です。この場合、監事会又は監事を設置することなく、会社法に規定される監事会の権限を監査委員会に行使させることができます（改正会社法 69 条）。具体的な監査委員会の規定については、株式会社の章を参照することができます。

② 構成

監査委員会の構成員は 3 名以上必要で、構成員の過半数以上が、董事以外の職務を担当したり、独立かつ客観的な関係性に影響する可能性がある関係を有してはなりません（改正会社法 121 条 2 項）。

③ 決議事項、招集手続き、決議方法等

監査委員会の過半数による決議が必要であり、議決権は一人一票です。議事方式、決議方法については、法律に定めるものを除き、すべて定款で定めることとなります（改正会社法 121 条）。

6. 董事、監事、高級管理職に求められる「忠実・勤勉義務」

中国の会社法では、日本でいう取締役の「善管注意義務」に近い概念として、董事、監事、高級管理職の「忠実・勤勉義務」が規定されています。その内、「忠実義務」とは、自身の利益と会社の利益が相反しないように関連する措置を取り、権限を利用して不正な利益を得てはならないという義務を指します。すなわち、会社に対する忠誠心を持ちながら執務し、不正な利益を図ってはならないことを意味します。そして、「勤勉義務」とは、職務執行の際に会社の利益が最大限実現できるよう管理者が通常必要とする合理的な注意を尽くさなければならない義務を指します。つまり、職責を果たし、会社の最大利益実現のために尽力しなければならないという意味になります。

改正会社法では、董事、監事、高級管理職（総経理、副総経理、財務責任者）の忠実・勤勉義務に対する規制が強化され、例示される違反行為が改正前に比べて増加しています。以下では、改正会社法にそれぞれ挙げられた忠実義務と勤勉義務に対する違反行為およびその責任について紹介します。

(1) 忠実義務に対する違反行為

- ・ 利害関係を利用して、会社の利益を毀損すること
- ・ 会社の財産を横領すること
- ・ 会社の資金を流用すること
- ・ 会社の資金を自分の個人名義又はその他の個人名義で口座を開設し預金すること
- ・ 権限を利用して贈収賄し、またはその他の違法収入を収受すること
- ・ 他人と会社との取引のコミッションを着服すること
- ・ 会社の機密を無断で開示すること
- ・ 締結する契約または取引に関する事項について、董事会または株主会に報告し、可決を受けられないまま、①自ら、または②-1 その近親者、②-2 自ら若しくはその近親者に直接または間接に支配される企業、②-3 その他の利害関係を有する人員を通じて、会社と契約を締結し、または取引をすること
- ・ 以下①②のいずれかに該当しない状況において、職務上の便宜を利用して、自己または他人のために本来会社に帰属するビジネスチャンスを奪うこと
 - ①董事会または株主会に報告し、可決を受けた場合
 - ②法律、行政法規または会社の定款の規定に基づき、会社が当該ビジネスチャンスを利用できない場合
- ・ 董事会または株主会に報告し、可決を受けない状況において、在籍する会社と同種の業務を自営し、又は他人のために経営すること

以上の内容から分かるように、i 董事、監事、高級管理職による会社との取引、

ii 会社に所属するビジネスチャンスの剥奪、iii 同業他社の経営という三つの行為については絶対的禁止事項ではなく、董事会または株主会に報告し、可決を受けるという条件付きのもと許容される事項であると言えます。そして、董事会に報告し、董事会で議決が行われる際には、関係する董事本人が議決に参加することはできず、議決権自体も総議決権に計上されないこととなります。また、仮に関係者本人を除いて、董事会に出席した董事の数が3人未満の場合は、当該事項について株主会の決議に付しなければなりません。また、監事に対して求められる忠実義務については、改正会社法施行前には董事と高級管理職に比べて忠実義務の水準が低かったのですが、改正会社法によって、董事および高級管理職と同様の忠実義務まで水準が引き上げられたため、監事としては自身の職務遂行にあたって従来以上に注意を払わなければならなくなったと言えます。

(2)改正会社法に例示された董事等の勤勉義務の内容

- ・ (董事) 董事会の名義で出資者の出資状況を検査しなければならない。期限までに全額出資していないことを発見した場合は、当該株主に対して督促状を送付しなければならない
- ・ (董事) 上記督促状を送付し、60日以上の猶予期間を超えたにもかかわらず、株主がなお出資義務を果たさない場合は、董事会による決議を行い、株主に書面の失権通知を送付しなければならない
- ・ (董事、監事、高級管理職) 株主による資本金の払い戻しを監視監督しなければならない
- ・ (董事、高級管理職) 監事会から要求を受けた場合は、執務報告書を提出しなければならない
- ・ (董事、監事、高級管理職) 株主による違法な利益配分を監視監督しなければならない
- ・ (董事、監事、高級管理職) 株主による違法な減資行為を監視監督しなければならない
- ・ (董事) 会社が解散となった場合、清算組を組成し、清算義務を着実に履行しなければならない

(3) 義務違反時の責任および罰則

- ・ 違法行為を通じて得た収入は会社に帰属させなければならない
- ・ 会社に損害をもたらした場合は、これを賠償しなければならない
- ・ 株主の利益を侵害した場合は、これを賠償しなければならない
- ・ 故意または重大な過失により他人に損害を与えた場合、これを賠償しなければならない

- ・ 株主または実質支配者からの指示に基づいて、董事、監事、高級管理職が違反行為を実施した場合、当該指示を出した株主または実質支配者は違反行為をした董事、監事、高級管理職と共同で緒連帯責任を負わなければならない
- ・ その他：

2023年12月29日に「中華人民共和国刑法改正案（12）」が公布され、2024年3月1日より施行されています。会社法の改正に伴い、刑法の分野でも董事、監事、高級管理職に関する責任を強化しています。具体的には、改正会社法では、前述のとおり、董事、監事、高級管理職にかかわる忠実義務に対する違反行為として、董事会または株主会に報告し、可決を受けられないまま、在籍する会社と同種の業務を自営し、又は他人のために経営することが挙げられています（改正会社法184条）。これに合わせる形で、刑法改正案でも、国有企業に該当しない企業の董事、監事、高級管理職が、職務上の便宜を利用し、在籍する会社と同種の業務を自営し、又は他人のために経営して、違法利益を取得した場合、「違法経営同業営業罪」（中文：「非法経営同類営業罪」）に該当し処罰対象になることが定められました。同罪は刑法改正前では国有企業の董事、監事、高級管理職に主体が限定されていましたが、改正後は外商投資企業を含む一般民営企業などの董事、監事、高級管理職まで適用範囲が広がられています。その刑罰の内容は、「得られた違法収入の金額が巨額であるものは、三年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科し、又は単科する。金額が特別に巨額である場合には、三年以上七年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。」とされています。立件基準として、「巨額」とは通常10万元（日本円にして約200万円）以上を指し、「特別に巨額」とは通常50万元（日本円にして約1000万円）以上を意味することが実務上多いです。さらに、同種の経営だけでなく、会社に帰属する営業機密まで無断活用している場合、さらに刑事責任として「営業秘密侵害罪」（中文：「侵害商業秘密罪」）に問われる可能性があります。

上記のとおり、民事責任と刑事責任の両面からの規制強化を受け、会社の董事、監事、高級管理職の忠実・勤勉義務の履行および法令順守に対する要求が相当程度高まったと評価できます。民事上のリスクヘッジのために董事保険に付保することも可能であることが改正会社法に定められていますが（改正会社法193条）、他に、監事、高級管理職も当該保険に加入できるかどうかといった問題は残されています。さらに別の問題として、保険を使って会社または第三者に対する賠償義務を果たした後も、保険会社は董事等に対して求償権を有しているため、結局董事個人としては、保険があるからといって必ずしも責任軽減に結びつかない可能性があります。

Ⅲ 適用法の変更と法改正への対応（有限責任会社）

1. はじめに

2024年7月1日以降に設立される会社の場合、基本的に、本報告書第Ⅱ部で紹介した会社機関と権限に基づき定款を作成し、会社機関を構築すれば問題ありません。しかし、前記説明のとおり、法律の改廃と変遷により、旧三資企業法や2018年改正会社法等に基づき会社機関が設置され、そのまま組織変更されていない企業も多数存在します。これらの企業にとっては、2024年7月1日に施行される改正会社法に対して、具体的にどのような対策をすべきかが問題になると思われます。そこで、本章では以下表のとおり対応方針を大まかに整理したうえ、中外合弁企業法、2018年改正会社法、改正会社法の三法における会社機関およびその権限設定などに対する規定内容を比較します。その上で、さらに企業と事項別に分けて、それぞれの対応策を具体的に紹介します。

パターン	会社別	会社機関の現状	対応	対応期限
A	中外合弁会社	旧三資企業法に基づいて、会社の機関と権限を設置した（例：最高権力機構は董事会で、株主会や監事未設置など）	合弁相手と協議のうえ、改正会社法の定めに基づいた会社機関およびその権限設定を見直し、合弁契約や定款を変更する	2024.12.31（外商投資法）
B		改正会社法以前の会社法に基づいて会社機関と権限を設置した場合	会社機関の大枠を維持したうえ、少なくとも改正会社法に定めた法定強制事項の部分について、合弁相手と協議のうえ、定款を変更する	不明。2024.7.1以降、初回の定款変更届と共に、実施することが望ましい
C	独資（外外合弁を含む）会社（注）		会社機関の大枠を維持したうえ、少なくとも改正会社法に定めた法定強制事項の部分について定款を変更する	

注：外商独資企業または外外合弁企業については、2006年の会社法改正後に、既に会社法が求める会社機関の設置ができているケースが殆どだと思われる（参考法令：工商外企字[2006]81号）。

2. 会社機関などに関する法令上の変更点

機構名	項目	旧中外合弁企業法およびその実施細則	2018年改正会社法	改正会社法
最高権力機構		董事会	株主（独資）／株主会（複数株主）	同左
株主（独資）／株主会（複数株主）の法定権限	株主（独資）／株主会（複数株主）の法定権限	規定なし	<p>①会社経営方針と投資計画の決定</p> <p>②従業員代表ではない董事および監事の選任、更迭並びにこれら人員の報酬の決定</p> <p>③董事会報告の審議</p> <p>④監事会または監事報告の審議</p> <p>⑤年度予算案、決算案の審議と承認</p> <p>⑥利益配当案と赤字補填案の審議と承認</p> <p>⑦増資または減資の決議</p> <p>⑧債券発行の決議</p> <p>⑨合併、分割、解散、清算または組織形態の変更（例：有限責任会社→株式会社）</p> <p>⑩定款の改訂</p> <p>⑪定款で定めたその他の権限</p>	<p>①董事および監事の選任、更迭並びにこれら人員の報酬の決定</p> <p>②董事会報告の審議</p> <p>③監事会または監事報告の審議</p> <p>④利益配当案と赤字補填案の審議と承認</p> <p>⑤増資または減資の決議</p> <p>⑥債券発行の決議</p> <p>⑦合併、分割、解散、清算または組織形態の変更（例：有限責任会社→株式会社）</p> <p>⑧定款の改訂</p> <p>⑨定款で定めたその他の権限</p>
	株主会による重大事項決定時の最低通過比率	規定なし	定款の改定、増資と減資、合併、分割、解散または組織形態の変更（重大事項）を決議する際に、必ず <u>2/3 以上</u> の議決権を有する株主による同意を得なければならない	同左
	株主会による普通事項決定時の最低通過比率	規定なし	定款の定めに基づく	<u>過半数</u> の議決権を有する株主による同意を以て通過

機構名	項目	旧中外合弁企業法およびその実施細則	2018年改正会社法	改正会社法
董事会 ・董事	董事会の法定権限	合弁会社のすべての重大問題を決定する ①企業発展計画 ②生産経営活動案 ③収支予算 ④利益配当 ⑤労働賃金計画 ⑥休廃業 ⑦総経理などの高級管理職の任命または雇用およびその権限と待遇	①株主会開催の招集、業務報告 ②株主会決議の実施 ③経営計画と投資方案の 決定 ④ 年度予算案、決算案の制定 ⑤利益配当案と赤字補填案の制定 ⑥増資または減資、債券発行案の制定 ⑦合併、分割、解散または組織形態の変更案の制定 ⑧内部会社機関設置の 決定 ⑨総経理の任用と解任、報酬事項の 決定 ／ 総経理からの提案に基づき、副総経理、財務責任者の任用と解任およびその報酬事項の 決定 ⑩基本管理制度の制定 ⑪定款で定めたその他の権限	①株主会開催の招集、業務報告 ②株主会決議の実施 ③経営計画と投資方案の決定 ④利益配当案と赤字補填案の制定 ⑤増資または減資、債券発行案の制定 ⑥合併、分割、解散または組織形態の変更案の制定 ⑦内部会社機関設置の決定 ⑧総経理の任用と解任、報酬事項の決定。総経理からの提案に基づき、副総経理、財務責任者の任用と解任およびその報酬事項の決定。 ⑨基本管理制度の制定 ⑩定款で定めたその他の権限
	董事会の開催要件	2/3以上の董事による出席を前提に開催可能	定款の定めに基づく	過半数の董事 による出席を前提に開催可能
	董事会による重大事項決定時の通過比率	以下に挙げる事項（重大事項）の決定について、 董事会に出席した董事による全会一致 が必要とされる。 ①定款の改定 ②会社の休業、解散 ③増資と減資 ④合併と分割	一人一票の原則のもと、定款の定めに基づく	一人一票の原則のもと、 董事全員の過半数による可決 を以て通過
	普通事項決定時の最低通過比率	合弁契約と定款の定めに基づく		

機構名	項目	旧中外合弁企業法およびその実施細則	2018年改正会社法	改正会社法
董事会 ・ 董事	必要董事数/董事会設立の免除要件	3名以上。設立必須。	3名～13名 ・ 董事会の設置は原則必要。ただし、株主数が比較的少ないまたは規模が比較的小さい有限責任会社の場合は、董事会の代わりに 1名の執行董事 を設けることができる ・ 執行董事の権限は 定款に基づき確定する	3名以上 ・ 董事会の設置は原則必要。ただし、株主数が比較的少ないまたは規模が比較的小さい有限責任会社の場合は、董事会の代わりに1名の董事を設けることができる ・ 董事会を設置せず1名の董事を設ける場合は、当該董事が 董事会の権限 を行使する
	従業員董事設置の要否	規定なし	・ 二つ以上の国有企業または二つ以上のその他の国有投資主体から投資・設立した会社の場合は、董事の中に従業員代表を含めなければならない ・ その他の会社の場合は強制しない	従業員数が300人以上 の場合は、（監事会が設立され、かつ従業員監事を設けた場合を除き、）その董事会の構成員に従業員代表を含めなければならない
	董事の決定方法	各合弁当事者から委任・派遣 （罷免更迭を含む）	株主会（複数株主）が選任	同左
	董事長、副董事長の選任	合弁当事者の片方が董事長を委任する場合、相手方が副董事長を委任する	副董事長を設けるか否か、およびその決定方式については 定款で定める	同左
	董事の任期	4年 （再任可能）	会社の定款で定める。ただし1度の任期につき 3年を超えてはならない （再任可能）	同左
法定代表者	法定代表者を務める人物	董事長	董事長、執行董事または総経理	会社を代表し執務する董事または総経理

機構名	項目	旧中外合弁企業法およびその実施細則	2018年改正会社法	改正会社法
総経理	(総) 経理の権限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 董事会会議の各種の決議を実行し、合弁会社の日常経営管理をリードする ・ 部下の任命 ・ 董事会より与えられた権限内で職務遂行する 	①会社経営管理業務の主宰、董事会会議決議の実施 ②年度経営計画と投資方案の起案 ③内部会社機関設置案の起案 ④基本管理制度の起案 ⑤各種規則制度の制定 ⑥副総経理、財務責任の雇用または任命の提案 ⑦董事会から任命または解任すべき人員を除いたその他管理職の任命または解任の決定 ⑧董事会が授与したその他の権限	<u>定款の定めまたは董事会から与えられた権限</u> に基づき、これを行使する
監事会・監事	監事会・監事設置の要否	規定なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>監事または監事会のいずれかの設置が必須</u> ・ 株主数が比較的少ないまたは規模が比較的小さい有限責任会社の場合は監事会を設けず、<u>1名～2名の監事</u>を設けることができる ・ 上記状況に該当しない限り、監事を3名以上任命し、監事会を設置しなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株主数が比較的少ないまたは規模が比較的小さい有限責任会社の場合は監事会を設けず、<u>1名の監事</u>を設けることができる。または全株主による同意を得たうえ、<u>1名の監事すら設置しないこともできる</u> ・ <u>董事会に監査委員会を設けた場合は、監事会および監事を設置しないことができる</u> ・ 上記状況に該当しない限り、監事を3名以上任命し、監事会を設置しなければならない
	従業員監事設置の要否	規定なし	監事会を設立する場合は、監事に従業員代表を含めなければならない(注)。従業員監事の監事人数に占める割合は1/3を下回ってはならない。具体的な比率は定款で定める (注：すなわち監事会を設けない場合は、従業員監事の導入は不要)	同左

機構名	項目	旧中外合弁企業法およびその実施細則	2018年改正会社法	改正会社法
監事会・監事	監事会（監事会を設けない場合は監事）の権限	規定なし	①会社財務の検査 ②董事、高級管理職による執務行為に対する監督。違法行為または定款、株主会決議に対する違反行為をした董事、高級管理職について、罷免を提案する ③董事、高級管理職による会社利益の損害行為について、是正を要求する ④臨時株主会会議の開催を提案。董事会が招集と主宰責任を果たさない場合、代わりに臨時会議を招集し、主宰する ⑤株主会会議への提案 ⑥背任行為をした董事、高級管理職に対する訴訟提起 ⑦定款で定めたその他の権限	同左
	監事会による決議事項の通過比率	-	監事全員の過半数を以て通過	同左

3. 対応策

- ▶ パターン A：旧三資企業法に基づいて、会社の機関と権限を設置していた場合（中外合弁企業が中心）

機構名	項目	旧中外合弁企業法およびその実施細則	改正会社法	対策および課題
最高権力機構		董事会	株主（独資）／株主会（複数株主）	・変更必須
株主（独資）／株主会（複数株主）の法定権限	株主（独資）／株主会（複数株主）の法定権限	規定なし	①董事、監事の選任、更迭およびかかる人員の報酬の決定 ②董事会報告の審議 ③監事会または監事報告の審議 ④利益配当案と赤字補填案の審議と承認 ⑤増資または減資の決議 ⑥債券発行の決議 ⑦合併、分割、解散、清算または組織形態の変更（例：有限責任会社→株式会社） ⑧定款の改訂 ⑨定款で定めたその他の権限	・法定権限として会社定款に盛り込む。他の権限（任意）については、董事会、経営陣との権限分掌、ガバナンス体制および支配権の帰属などの要素を踏まえ、日中両出資者間で協議のうえ、確定し、適宜定款に加える
	株主会による重大事項決定時の最低通過比率	規定なし	定款の改定、増資と減資、合併、分割、解散または組織形態の変更（重大事項）を決議する際に、必ず <u>2/3 以上</u> の議決権を有する株主による同意を得なければならない	・本項目はあくまで最低通過比率を定めたものである。かかる重大事項の決議について、過去に董事会を最高権力機構としていた場合は定款上全会一致を要件としていたはずである。そのため、2/3 以上の出資比率を有する株主において、本件法改正をきっかけとしてその通過比率を 2/3 以上に修正するか、または合弁パートナーの受け入れやすさに鑑みて、従来と同じく 100% の比率を維持するかについては、交渉の状況と合弁パートナーの態度を見ながら、判断・確定する必要がある。逆にマイナー出資者側にとっては、会社の重大事項決定時に、自社側の意見が反映できるように通過比率をより高く設定するよう求めることが必要かと思われる

機構名	項目	旧中外合弁企業法およびその実施細則	改正会社法	対策および課題
株主 (独資) ／株主会 (複数株主)	株主会による普通事項決定時の最低通過比率	-	過半数の議決権を有する株主による同意を以て通過	<ul style="list-style-type: none"> ・上記重大事項決定時の最低通過比率と同様に、法定最低通過比率に変更するのか、またはこれ以上の比率を設定するのかという点につき、自社側の立場、董事会時代の議事規則の内容と比較した際の新たな不利な点の有無、合弁双方の力関係などを踏まえて、双方にて討議・交渉する必要がある
董事会・董事	董事会の法定権限	合弁会社のすべての重大問題を決定する ①企業発展計画 ②生産経営活動案 ③収支予算 ④利益配当 ⑤労働賃金計画 ⑥休廃業 ⑦総経理などの高級管理職の任命または雇用およびその権限と待遇	①株主会開催の招集、業務報告 ②株主会決議の実施 ③経営計画と投資案の決定 ④利益配当案と赤字補填案の制定 ⑤増資または減資、債券発行案の制定 ⑥合併、分割、解散または組織形態の変更案の制定 ⑦内部会社機関設置の決定 ⑧総経理の任用と解任、報酬事項の決定。総経理からの提案に基づき、副総経理、財務責任者の任用と解任およびその報酬事項の決定。 ⑨基本管理制度の制定 ⑩定款で定めたその他の権限	<ul style="list-style-type: none"> ・法定権限として会社定款に盛り込む。他の権限（任意）については、董事会、経営陣との権限分掌、ガバナンス体制および支配権の帰属などの要素を踏まえ、日中両出資者間で協議のうえ、確定し、適宜定款に加える ・株主会が法定権限を董事会に授与する、または董事会が法定権限を高級管理職に授与するという扱いについて、明確な法律規定は無く、判例上でも賛否両論あるため、法定権限の授与については、慎重に扱うべきだと思われる
	董事会の開催要件	2/3以上の董事による出席を前提に開催可能	過半数の董事による出席を前提に開催可能	<ul style="list-style-type: none"> ・過半数出席は最低要件であるため、定款で引き続き2/3以上の董事による出席を開催要件とするかどうかについては、双方で協議する必要がある

機構名	項目	旧中外合弁企業法およびその実施細則	改正会社法	対策および課題
董事会・董事	董事会による重大事項決定時の通過比率	以下に挙げる事項（重大事項）の決定について、 董事会に出席した董事による全会一致 が必要とされる。①定款の改定 ②会社の休業、解散 ③増資と減資 ④合併と分割	一人一票の原則のもと、 董事全員の過半数による可決 を以て通過	<ul style="list-style-type: none"> ・最高権力機構（意思決定機関）を株主会に変更したうえで、株主会の議事規程を中心に対応をする必要がある ・董事会の決定事項については、董事会で何を決議するかという権限設定を明確にしたうえで、さらに重大事項と普通事項の二つに分けて、それぞれ異なる通過比率を設けるか、またはそもそも上記区別を設けずに、統一した通過比率（最低比率は董事全員の過半数）を設定するかについて、検討していただく必要がある。 ・過去には全会一致とは言え、「董事会に出席した董事による全会一致」であったため、出席しなかった董事の意思表示は不要であったが、改正会社法では「董事全員の過半数」と改正されている。従って、董事会の開催通知を送付後、一部の董事が董事会に不参加で、かつ如何なる意思表示もしない場合の扱い、あるいは極端な場合は連絡すら取れず音信不通の場合の扱い（例えば董事資格の放棄と見なし、罷免可能とさせるなど）について、定款または董事会議事規程でより詳細な定めを設けたほうが望ましい
	董事会による普通事項決定時の最低通過比率	合弁契約と定款の定めに基づく		

機構名	項目	旧中外合弁企業法およびその実施細則	改正会社法	対策および課題
<p>董事会・董事</p>	<p>必要董事数/董事会設立の免除要件</p>	<p>3名以上。設立必須。</p>	<p>3名以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・董事会の設置は原則必要。ただし、株主数が比較的少ないまたは規模が比較的小さい有限責任会社の場合は、董事会の代わりに1名の董事を設けることができる ・董事会を設置せず1名の董事を設ける場合は、当該董事が董事会の権限を行使する 	<ul style="list-style-type: none"> ・董事会を設けず、1名の董事を設置する方針の場合は、「株主数が比較的少ない」若しくは「規模が比較的小さい」の認定要件について、今後の法解釈または実務上の取扱いに注目していただく必要がある ・2018年改正会社法でも「株主数が比較的少ないまたは規模が比較的小さい有限責任会社の場合は監事会を設けず、1名～2名の監事を設けることができる」の定めがあったため、合弁会社（出資者が2名）でも「株主の数が比較的少ない」を満たし、会社が監事会を設けず、1名～2名の監事を設けることが認められてきた。仮に当該取扱い状況に大きな変化が生じなければ、合弁会社でも董事会を設けず、董事1名を設置することが許される。ただし、下記のとおり従業員代表董事の設置が義務付けられる場合（従業員が300人以上）に、どのように扱うべきか、あるいは董事会を設けない代わりにその構成員の従業員代表董事を不要にすることが可能か、若しくはその1名の董事を従業員代表董事とさせなければならないのか、またはそもそも董事会を作らない選択肢が取れないのか等の問題について、本稿作成時には不明瞭のため、法解釈の公布が待たれる。同時に、実務上の取扱いについても引き続き注意いただく必要がある

機構名	項目	旧中外合弁企業法およびその実施細則	改正会社法	対策および課題
<p>董事会・董事</p>	<p>従業員 董事設置の要 否</p>	<p>規定なし</p>	<p><u>従業員数が300人以上</u>の場合は、（監事会が設立され、かつ従業員監事を設けた場合を除き、）その董事会の構成員に従業員代表を含めなければならない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該要件に該当する可能性がある企業については、「従業員が300人以上」という要件の確定方法（人数の計算時点・方法について）について、引き続き法解釈または実務上の扱いに注意していただく必要がある ・仮に設置が避けられない場合は、①従業員董事の選出と任命方法、②情報開示範囲と議事範囲（例えば、高級管理職の任命等従業員の利益に直接関わらない事項は開示範囲から除外）、③機密保持義務と違反時の罰則、④本人の労働関係および罷免要件、⑤待遇などの関連事項を定める詳細規定を設けたうえ、選出機関（例えば従業員代表大会）からも同意を得ておいたほうが無難である
	<p>董事の 決定方 法</p>	<p><u>各合弁当事者から委任・派遣</u> （罷免更迭を含む）</p>	<p><u>株主会（複数株主）が選任</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・推薦権と任命権を分けて、定款に盛り込むことが望まれる。株主会における決議方法が多数決である以上、大株主に好まれる董事だけが選任される事態の発生を避けるために、例えば、董事の人数を踏まえ、一定数の董事を推薦できる権利を合弁当事者間で分配し、選任拒否に関する合理的な理由を有さない限り、株主会が原則、被推薦者を董事として任命しなければならないという内容を定款にあらかじめ盛り込んでおくことが考えられる

機構名	項目	旧中外合弁企業法およびその実施細則	改正会社法	対策および課題
董事会・董事	董事長、副董事長の選任	合弁当事者の片方が董事長を委任する場合、相手方が副董事長を委任する	副董事長を設けるか否か、およびその決定方式については、 <u>定款で定める</u>	<ul style="list-style-type: none"> 合弁会社の場合でも副董事長の任命が必須ではなくなったが、過去の定めを引き続き維持することは可能だと思われる
	董事の任期	<u>4年</u> （再任可能）	会社の定款で定める。ただし1度の任期につき <u>3年を超えてはならない</u> （再任可能）	<ul style="list-style-type: none"> 任期を調整することが必要。例えば、董事が任期4年で登録されたばかりの場合は、定款の変更と共に、任期の調整に関する決議書を別途作成したうえ、市場監督管理部に対して、変更届を提出する必要がある ただし、実務上では合弁会社の董事を登録する際に、定款の定めを如何を問わず、市場監督管理部から「3年とするように」との口頭指導を受け、実際は3年間の任期で届けているケースが多数ある。この場合は決議書の調整のみで完結できると思われる
法定代表者	法定代表者を務める人物	董事長	<u>会社を代表し執務する董事または総経理</u>	<ul style="list-style-type: none"> 董事長のほか、董事または総経理でも法定代表者を務めることが可能となった。合弁相手の名義上のトップ責任者に「董事長」として任命し、一定のステータスを与えるのと同時に、会社代表権をめぐる問題に至らないよう、法定代表者を自社側の董事または総経理にさせるといったことが可能になった

機構名	項目	旧中外合弁企業法およびその実施細則	改正会社法	対策および課題
総経理	(総) 経理の権限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 董事会会議の各種の決議を実行し、合弁会社の日常経営管理をリードする ・ 部下の任命 ・ 董事会より与えられた権限内で職務遂行する 	<p><u>定款の定めまたは董事会から与えられた権限</u>に基づき、これを行行使する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旧合弁企業法や 2018 年改正会社法の定めを参考にして、内部統制や企業ガバナンスの立場で、定款や権限分掌規程により任意設定することが可能である
監事会・監事	監事会・監事設置の可否	規定なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株主数が比較的少ないまたは規模が比較的小さい有限責任会社の場合は監事会を設けず、<u>1名の監事</u>を設けることができる。または全株主による同意を得たうえ、<u>1名の監事すら設置しないこともできる</u> ・ <u>董事会に監査委員会を設けた場合は、監事会および監事を設置しないことができる</u> ・ 上記状況に該当しない限り、監事を 3 名以上任命し、監事会を設置しなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監事会を設けず、1 名の監事を設ける場合は合弁会社のどちらに所属する人員を監事とさせるかについても、同時に明確にする必要がある ・ あるいは、董事会に監査委員会を設置することにより、監事会も監事も設けないという選択肢もある。よって、監事の選出について、合弁当事者間で合意に至りにくい場合、そもそも監事を設けずに、董事会で双方合弁当事者に所属する董事が構成する監査委員会を設立し、監事会や監事の役割を果たすという対応が可能になった。ただし、この場合は董事自身の不正行為に対して、どのようにけん制を図るべきか（なお、監事は董事と兼務できないため、建付け上では相互間のけん制体制はできている。）などに関する制度面の設計も検討が必要になる

機構名	項目	旧中外合弁企業法	改正会社法	対策および課題
監事会・監事	従業員監事設置の要否	規定なし	監事会を設立する場合は、監事に従業員代表を含めなければならない(注)。従業員監事お監事人数に占める割合は1/3を下回ってはならない。具体的な比率は定款で定める (注：すなわち監事会を設けない場合は、従業員監事の導入は不要)	・監事会まで設立する場合は、一定の比率を占める従業員代表監事も導入しなければならないため、実務では監事会を設けず、出資者に所属する監事だけを設置するという対応が多用される。ただし、前記のとおり、300人以上の従業員を抱える会社としては、従業員董事の設置を避ける手段として、監事会を設立したうえ、従業員監事を設置するという方法も考えられるようになった
	監事会(監事会を設けない場合は監事の権限)	規定なし	①会社財務の検査 ②董事、高級管理職による執務行為に対する監督。違法行為または定款、株主会決議に対する違反行為をした董事、高級管理職について、罷免を提案する ③董事、高級管理職による会社利益の損害行為について、是正を要求する ④臨時株主会会議の開催を提案。董事会が招集と主宰責任を果たさない場合、代わりに臨時会議を招集し、主宰する ⑤株主会会議への提案 ⑥背任行為をした董事、高級管理職に対する訴訟提起 ⑦定款で定めたその他の権限	・法定権限として会社定款に盛り込む。ほかの権限(任意)については、ガバナンス体制などの要素を踏まえ、日中両出資者が協議のうえ、確定し、適宜定款に加える
	監事会による決議事項の通過比率	規定なし	監事全員の過半数を以て通過	・監事会を設ける場合に限り、最低通過比率を定款に盛り込んでおく

パターン B と C : 改正会社法以前の会社法に基づいて会社機関と権限を設置した場合

機構名	項目	2018年改正会社法	改正会社法	対策および課題
株主（独資）／株主会（複数株主）	株主（独資）／株主会（複数株主）の法定権限	<p>① 会社経営方針と投資計画の決定</p> <p>② 従業員代表ではない董事および監事の選任、更迭並びにこれら人員の報酬の決定</p> <p>③ 董事会報告の審議</p> <p>④ 監事会または監事報告の審議</p> <p>⑤ 年度予算案、決算案の審議と承認</p> <p>⑥ 利益配当案と赤字補填案の審議と承認</p> <p>⑦ 増資または減資の決議</p> <p>⑧ 債券発行の決議</p> <p>⑨ 合併、分割、解散、清算または組織形態の変更（例：有限責任会社→株式会社）</p> <p>⑩ 定款の改訂</p> <p>⑪ 定款で定めたその他の権限</p>	<p>① 董事および監事の選任、更迭並びにこれら人員の報酬の決定</p> <p>② 董事会報告の審議</p> <p>③ 監事会または監事報告の審議</p> <p>④ 利益配当案と赤字補填案の審議と承認</p> <p>⑤ 増資または減資の決議</p> <p>⑥ 債券発行の決議</p> <p>⑦ 合併、分割、解散、清算または組織形態の変更（例：有限責任会社→株式会社）</p> <p>⑧ 定款の改訂</p> <p>⑨ 定款で定めたその他の権限</p>	<p>・改正会社法により「会社経営方針と投資計画の決定」および「年度予算案、決算案の審議と承認」は株主会の法定権限から外された。ただし、引き続き株主会の任意権限としてこれらを定めることは違法にならないため、旧来の定款内容を変更せずとも構わない。もちろん、「出資持分の所有権」と「経営権」の分離といった会社運営の原則に照らして、同権限を董事会や総経理に与え、株主会の権限を会社形態の変更、会社機関の構築、利益配当、資本調整、定款変更などの重大な事項の決定に絞り込むという調整を取る選択肢も増えたと言える</p>
株主（独資）／株主会（複数株主）	株主会による普通事項決定時の最低通過比率	定款の定めに基づく	過半数 の議決権を有する株主による同意を以て通過	<p>・普通事項の決定に関する法定最低通過比率は設けられたが、過半数通過とはごく一般的な決議原則でもあるため、現行定款内容が当該原則にバッティングしているとは考えにくく、見直す必要はやや薄いと思われる</p>

機構名	項目	2018年改正会社法	改正会社法	対策および課題
董事会・董事	董事会の法定権限	①株主会開催の招集、業務報告 ②株主会決議の実施 ③経営計画と投資方案の決定 ④ 年度予算案、決算案の制定 ⑤利益配当案と赤字補填案の制定 ⑥増資または減資、債券発行案の制定 ⑦合併、分割、解散または組織形態の変更案の制定 ⑧内部会社機関設置の決定 ⑨総経理の任用と解任、報酬事項の決定／総経理からの提案に基づき、副総経理、財務責任者の任用と解任およびその報酬事項の決定 ⑩基本管理制度の制定 ⑪定款で定めたその他の権限	①株主会開催の招集、業務報告 ②株主会決議の実施 ③経営計画と投資方案の決定 ④利益配当案と赤字補填案の制定 ⑤増資または減資、債券発行案の制定 ⑥合併、分割、解散または組織形態の変更案の制定 ⑦内部会社機関設置の決定 ⑧総経理の任用と解任、報酬事項の決定。総経理からの提案に基づき、副総経理、財務責任者の任用と解任およびその報酬事項の決定。 ⑨基本管理制度の制定 ⑩定款で定めたその他の権限	・「年度予算案、決算案の制定」は董事会の法定権限から外された。ただし、引き続き董事会の任意権限としてこれを定めることは違法にならないため、旧来の定款内容を変更せずとも構わない。もちろん、同権限を総経理などの経営陣に与えることも可能だと思われる。権限のうちの多くはあくまで「案の制定」のみのため、経営陣に委任しても影響は限られる。また従業員代表董事の導入に併せて、（従業員の利益に直接関係しないが、企業の経営と企業自体にとって）重要である事項の漏洩防止といった観点から、制定作業を経営陣に委任するとともに、承認権限を引き続き株主会に持たせるといった対策も取り得るかと思われる
	董事会の開催要件	定款の定めに基づく	過半数の董事 による出席を前提に開催可能	・これまで会社定款に定めていた董事会の開催要件次第で、過半数の董事による出席という基準を下回らなければ、修正不要かと思われる

機構名	項目	2018年改正会社法	改正会社法	対策および課題
董事 会・ 董事	董事 会に による 重大 事項 決定 時の 通過 比率	一人一票の原則のもと、定款の定めに基づく	一人一票の原則のもと、 董事全員の過半数による可決 を以て通過	<ul style="list-style-type: none"> ・ 董事会が決議を行う際の法定最低通過比率が設けられたため、これまで会社定款において「董事会に出席した董事の過半数通過」など、法定内容と齟齬がある場合には、修正する必要がある ・ 例えば、「董事会に出席した董事の2/3以上の可決を以て通過する」といった定めを定款で設けられている場合、董事の多数欠席により、董事会に出席した董事の2/3の人数が、董事全員の過半数の人数を満たさない可能性がある。この場合は法定最低通過比率を満たさないことを理由に、董事会決議の効力が司法上で否定されるリスクがあるから、「董事全員の2/3以上の可決を以て通過する」といった修正方法が望ましいと思われる
	董事 会に による 普通 事項 決定 時の 最低 通過 比率			
	必要 董事 数/ 董事 会設 立の 免除 要件	3名～13名 ・ 董事会の設置は原則必要。ただし、株主数が比較的少ないまたは規模が比較的小さい有限責任会社の場合は、董事会の代わりに 1名の執行董事 を設けることができる ・ 執行董事の権限は 定款に基づき確定する	3名以上 ・ 董事会の設置は原則必要。ただし、株主数が比較的少ないまたは規模が比較的小さい有限責任会社の場合は、董事会の代わりに1名の董事を設けることができる ・ 董事会を設置せず1名の董事を設ける場合は、当該董事が 董事会の権限 を行使する	・ 改正会社法により「執行董事」という肩書が無くなったため、董事会を設けず、1名の董事を設けている会社の場合は、定款では「執行董事」の表現を「董事」に変更したほうが良いと思われる また、改正会社法によると、当該董事は董事会の権限を行使するという内容になったため、執行董事を設ける場合は、その権限を董事会の法定権限以下に縮小することができなくなり、少なくとも董事会の法定権限と同等の権限を持たせる必要があると思われる

機構名	項目	2018年改正会社法	改正会社法	対策および課題
<p>董事会・董事</p>	<p>従業員董事設置の要否</p>	<p>・二つ以上の国有企業または二つ以上のその他の国有投資主体から投資・設立した会社の場合は、董事の中に従業員代表を含めなければならない</p> <p>・<u>その他の会社の場合は強制しない</u></p>	<p><u>従業員数が300人以上</u>の場合は、（監事会が設立され、かつ従業員監事を設けた場合を除き、）その董事会の構成員に従業員代表を含めなければならない</p>	<p>・当該要件に該当する可能性がある企業については、「従業員が300人以上」という要件の確定方法（人数の計算時点・方法について）について、引き続き法解釈または実務上の扱いに注意していただく必要がある</p> <p>・仮に設置を避けられない場合は、①従業員董事の選出と任命方法、②情報開示範囲と議事範囲（例えば、高級管理職の任命等、従業員の利益に直接関わらない事項は開示範囲から除外）、③機密保持義務と違反時の罰則、④本人の労働関係および罷免要件、⑤待遇などの関連事項を定める詳細規定を設けたうえ、選出機関（例えば従業員代表大会）からも同意を得ておいたほうが無難である</p>
<p>法定代表者</p>	<p>法定代表者を務める人物</p>	<p>董事長、<u>執行董事または総経理</u></p>	<p><u>会社を代表し執務する董事または総経理</u></p>	<p>董事長のほか、董事または総経理でも法定代表者を務めることが可能となった。董事長でも総経理でもない一般董事を法定代表者にさせる予定がある場合、定款内容を修正する必要があると思われるが、その予定がなければ、変更は不要と思われる</p>

機構名	項目	2018年改正会社法	改正会社法	対策および課題
総経理	(総) 経理の権限	①会社経営管理業務の主宰、董事会会議決議の実施 ②年度経営計画と投資案の起案 ③内部会社機関設置案の起案 ④基本管理制度の起案 ⑤各種規則制度の制定 ⑥副総経理、財務責任の雇用または任命の提案 ⑦董事会から任命または解任すべき人員を除いたその他の管理職の任命または解任の決定 ⑧董事会が授けたその他の権限	<u>定款の定めまたは董事会から与えられた権限</u> に基づき、これを行使する	内部統制や企業ガバナンスの観点から、定款や権限分掌規程で任意に設定することが可能である。もちろん、引き続き株主会の任意権限として定めることも違法とならないため、この場合、旧来の定款内容を変更しなくても問題はない
監事会・監事	監事会・監事設置の可否	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>監事または監事会のいずれかの設置が必須</u> ・ 株主数が比較的少ないまたは規模が比較的小さい有限責任会社の場合は監事会を設けず、<u>1名~2名の監事</u>を設けることができる ・ 上記状況に該当しない限り、監事を3名以上任命し、監事会を設置しなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株主数が比較的少ないまたは規模が比較的小さい有限責任会社の場合は監事会を設けず、<u>1名の監事</u>を設けることができる。または全株主による同意を得たうえ、<u>1名の監事すら設置しないこともできる</u> ・ <u>董事会に監査委員会を設けた場合は、監事会および監事を設置しないことができる</u> ・ 上記状況に該当しない限り、監事を3名以上任命し、監事会を設置しなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまで監事会を設けず、各出資者からそれぞれ1名の監事を任命していた場合、改正会社法により監事は最多1名に変わったため、いずれかの監事1名を取り下げる交渉と対応が必要になる。そもそも、監事会を設けず1名の監事を設ける場合において、争議を避けるためには、合弁会社のどちらに所属する人員を監事とするかについて、事前に定款で明記したほうが望ましい ・ 仮に監事会、監事や監査委員会をいずれも設けない場合は、会社のガバナンスをどのように実現すべきかを慎重に考慮しなければならない ・ そして、監事を設けずに董事会に監査委員会を設置する場合、董事自身の不正行為に対して、どのようにけん制を図るべきか（なお、監事は董事と兼務できないため、建付け上では相互間のけん制体制はできている。）などに関する制度面の設計も検討が必要となる

IV 会社機関の見直しに伴うその他の関係事項（有限責任会社）

改正会社法では会社機関とその権限設定だけでなく、株主による出資持分の扱いや会社の運営に関するその他の事項についても、過去の旧三資企業法および2018年改正会社法と比較すると多数の変更点があります。これらの事項について、会社機関とは直接関係するとはいえませんが、本稿前述部分で紹介した改正会社法の定めに基づき、会社機関とその権限設定を新設または見直す場合、その他の関連事項にも同時に配慮して作業を進めたほうが効率的でしょう。

そこで、本章では会社機関とその権限設定以外の、会社の運営に関する主な変更点について、旧中外合弁企業法、2018年改正会社法、改正会社法の三法を比較して紹介します。

項目	旧中外合弁企業法およびその実施条例	2018年改正会社法	改正会社法
資本金払込期限	規定なし	規定なし	払込期間は最長で設立から5年である。 (なお、改正会社法を踏まえ、未払いの資本金を抱えている既存企業に対しては、遅くとも2032年6月30日までに全額出資を完了しなければならないという国務院からの行政法規が今後公布される見込みである)
出資持分の譲渡	<p>【同意の取得】必ず合弁相手からの同意を得なければならない</p> <p>【優先買取権】その他の株主が優先買取権を有する</p>	<p>【同意の取得】現株主以外の第三者に出資持分を譲渡する場合、まずその他の株主に通知し、同意を得なければならない</p> <p>①過半数の株主がこれに同意した場合は、譲渡可能。通知を受けた株主が30日以内にその賛否を回答しない場合は、同意したと見なす</p> <p>②過半数の株主がこれに同意しなかった場合は、反対した株主が当該出資持分を買い取らなければならない。ただし、反対株主が買い取りをしない場合は、第三社への持分譲渡に同意したと見なす</p> <p>【優先買取権】出資持分の対外譲渡について、過半数の株主から同意が得られた場合、(対外譲渡の前に)現株主は、同一条件による出資持分の優先買取権を有する</p>	<p>【優先買取権】その他の株主が同一条件の優先買取権を有する。通知を受けた株主が30日以内に優先買取権を行使するか否かを回答しない場合は、買取権を放棄したものと見なす</p> <p>(改正会社法により、現株主以外の第三者に出資持分を譲渡する場合、その他の株主による同意を事前に取得する必要は無くなった。)</p>

項目	旧中外合弁企業法 およびその実施条 例	2018年改正会社法	改正会社法
一部の出資者のみによる減資	規定なし	規定なし	原則、株主の出資比率に応じて、減資しなければならないが、法律にその他の定め、または株主の間で別の約定を有する場合はこの限りではない
役員の兼務	董事による他社兼務	規定なし	<p>(兼務先が異業種の会社の場合) 規定なし</p> <p>(兼務先が同業他社の場合) 株主会による同意を得た場合に限り兼務可能</p> <p>(兼務先が同業他社の場合) 株主会または董事会による同意を得た場合に限り兼務可能</p>
	総経理または副総経理による他社兼務	他社の総経理または副総経理を兼務してはならない	
	監事による他社兼務	規定なし	
利益積立金とその割合	会社の税引き利益から、予備基金、従業員奨励福利基金、企業発展基金を積み立て、その積み立ての割合については、董事会が決定する	会社は、当年の税引き後利益を分配する場合、利益の10パーセントを会社の法定準備金として積み立てなければならない。会社の法定準備金の累計額が会社の登録資本金の50パーセント以上である場合、新たな積立を必要としない	同左
利益積立金の資本への組み入れ	予備基金は増資資金として利用できる(限度に関する規定なし)	法定積立金を資本に組み入れる場合、組み入れた後の残高は組み入れ前の会社の登録資本金の25パーセントを下回ってはならない	同左

項目	旧中外合弁企業法 およびその実施条 例	2018年改正会社法	改正会社法
資本積立金 による赤字 の補填	規定なし	不可	可能
清算委員 会・清算組 のメンバー 構成	①原則、合弁会社 の董事から選任 ②董事が務められ ず、または不適格 の場合は、中国の 登録会計士、弁護 士を招へいするこ とができる	株主	原則、董事。ただし、会社定 款に別途定めがあり、または 株主会がその他の人員を選任 した場合は、この限りではな い
清算配当の 分配割合	各出資者の出資比 率に基づいて、分 配する。 ただし、合弁契 約、定款にその他 の定めを有する場 合は、この限りで はない	株主の出資比率に基づいて、残余資産 を分配する（例外なし）	同左

V 株式会社の会社機関

1. 概要

出資者が出資金の範囲で責任を負担する会社形態で、上場を前提とした組織形態をいいます。

2. 必要な会社機関

会社法の株式会社に関する規定が適用されます。必要な設置機関は以下のとおりです。

- 株主会 ←最高意思決定機関
- 董事会 ←業務執行機関
- 董事 ←董事会構成
- 董事長 ←董事会の招集・主宰
- 総経理 ←日常的経営管理
- 監事会 ←董事・高級管理職の監督

(1) 株主会

株式会社においても、全株主によって構成される株主会（中国語で「股東会」。注）が最高意思決定機関で（改正会社法 111 条）、会社の基本的重要事項を決定します（改正会社法 112 条、59 条）。株主会の決議事項は、董事・監事の選任・解任、会社の合併・分割・解散・清算案などの決議、会社定款の修正などです。

（注）改正会社法より前の株式会社については法律上「股東大会」という言葉が使用されていましたが、改正会社法では会社形態に関わらず「股東会」に用語統一されました。

(2) 董事会

董事会は、董事によって構成され、株主会に対して責任を負う、業務執行機関です（改正会社法 120 条、68 条 1 項）。董事会は株主会の決議を実行し、会社の予算・決算案や合併・分割・解散案などを立案し、内部会社機関の設置や総経理の任命などを行います。

(3) 董事長

董事会には、董事長を設置しなければいけません。董事長は、董事会会議を招集・主宰する会社機関です。董事長は董事会において全董事の過半数で選出されます（改正会社法 122 条）。

(4) 総経理

総経理は、会社の日常の会社機関の責任者で、董事会により任命・解任されます。総経理は、董事会の決議事項を実施します（改正会社法 126 条）。

(5) 監事会／監事

監事は、会社の財務検査や、董事および高級管理職の職務執行に対する監督を行う会社機関です（改正会社法 131 条）。監事は、監督機能を果たす必要があるので、会社の董事および高級管理職を兼任することはできません（改正会社法 130 条 4 項）。

株式会社の場合、原則、監事会の設置が必要で、監事会は 3 名以上の監事で構成されます（改正会社法 130 条 2 項）。ただし、規模が比較的小さい又は株主数が比較的小数の場合は、監事会を設置せずに監事を 1 名置くことが許されます（改正会社法 133 条）。

(6) その他

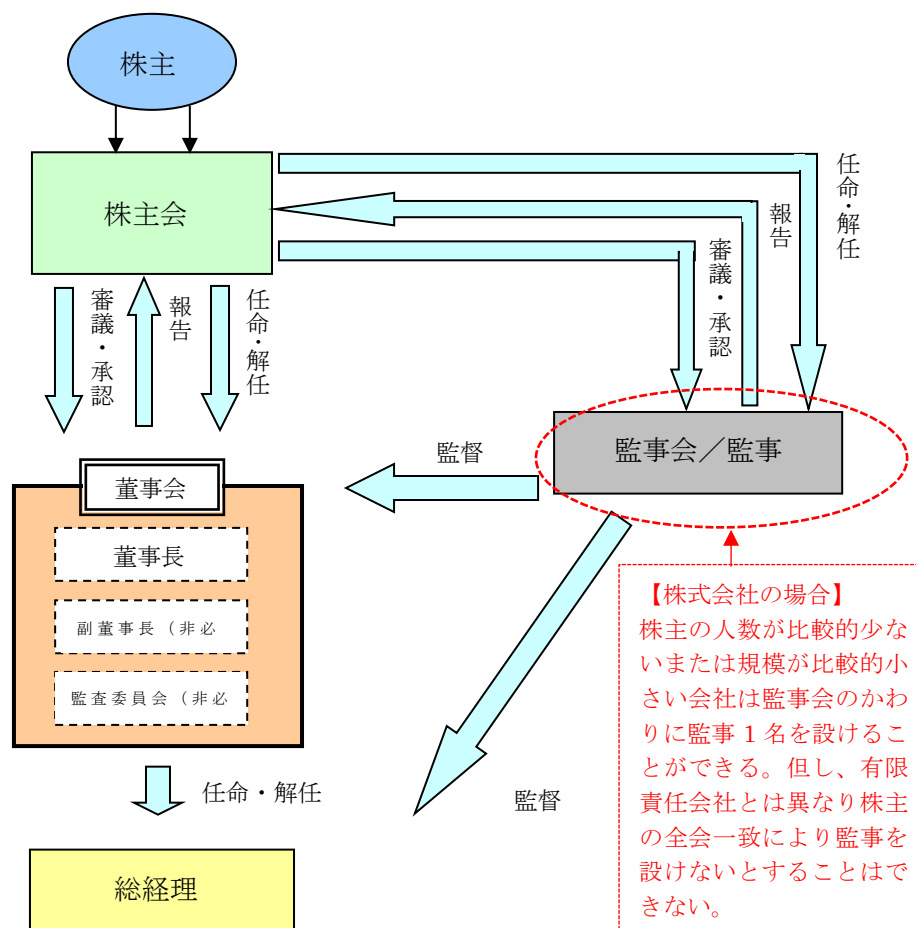
① 副董事長

株式会社は副董事長を選任することができます。副董事長は、董事長が職務を履行できない場合、または履行しない場合に、代わりに董事長の職務を行う会社機関です（改正会社法 122 条 2 項）。

② 副総経理

総経理の指名に基づき董事会が選任する機関で、総経理を補佐する機関です（改正会社法 120 条、67 条）。

以上まとめると、株式会社の場合の、会社機関の内容は以下のとおりです。



3. 各機関の内容

(1) 株主会

① 位置付け、概要

株式会社では、有限責任会社の株主会と同様、株主会が董事会の上位機関であり、会社の最高意思決定機関となります（改正会社法 111 条）。

基本的な内容は、有限責任会社の株主会と同様ですが、株式会社の株主会では、多数の株主が存在することが予定されているので、招集や運営手続きなどが、株主会と比べるとより詳細に規定されています。

② 決議事項

基本的に、有限責任会社の株主会の決議事項と同様の内容です（改正会社法 112 条、116 条 2 項等）（第 9、10 ページ参照）。

③ 招集手続き

株主会は、会社の最高意思決定機関なので、その招集は確実に行う必要があります。株主会には、定時株主会、臨時株主会の 2 種類があります。招集手続きは有限責任会社とほぼ同様ですが、招集通知の発送時期がより早いこと、招集通知の法定記載事項があること、臨時株主会の法定開催自由が規定されていること、定時株主会総会について最低開催回数が法定されていることなどが異なります。以下の点に注意して下さい（改正会社法 113 条ないし 115 条）。

< 株主会招集時の注意点 >

	定時株主会		臨時株主会
	第 1 回株主会	2 回目以降の株主会	
招集権者	発起人	董事会	董事会
招集通知	15 日前に通知	20 日前に通知	15 日前に通知
開催時期	—	1 回／年	—

●招集通知の記載事項は何ですか？

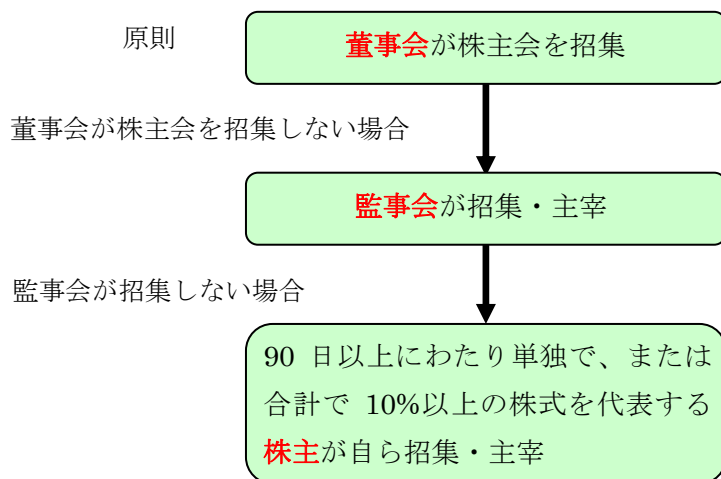
（答）①審議事項 ②開催時期 ③開催場所 です（改正会社法 115 条 1 項）。

●臨時株主会はどういう場合に開催しますか？

（答）以下の状況がある場合には 2 カ月以内に臨時株主会を招集しなければなりません（改正会社法 113 条）。

- ①董事の員数が法定数または定款で定める員数の 3 分の 2 に満たなくなったとき
- ②会社の補填していない欠損金額が実際に払い込まれた資本総額の 3 分の 1 に達したとき
- ③単独または合計で会社の株式の 10%以上を保有する株主が請求したとき
- ④董事会が必要であると認めるとき
- ⑤監事会が招集を提案するとき
- ⑥定款に定めるその他の状況

☆**董事会が株主会を招集しない場合の株主会招集の方法**（改正会社法 114 条）。



④ 運営手続き

株主会の運営手続きも有限責任会社の株主会とほぼ同様です。株主会は同じく董事会が招集し、董事長が主宰します（改正会社法 114 条）。

しかし、株主会において、株主は 1 株 1 議決権を行使すること、決議方法が法定されていること、代理人による出席が法律で明確に認められていることなど、異なる点もあります。以下の点に注意して下さい（改正会社法 116 条ないし 119 条）。

<株主会運営の注意点>

主宰者	董事長
構成員	全株主
議決権	1 株 1 議決権
決議方法	普通決議事項：出席株主の過半数で決議 特別決議事項：出席株主の 3 分の 2 以上で決議 ☆累積投票制もあり（注）
代理出席の可否	○

（注） 累積投票制（改正会社法 117 条）とは、株主会で 2 名以上の董事や監事を選任する場合、各株主の議決権に対し、選任する董事や監事数と同数の議決権を与え、株主はその与えられた議決権の全部を 1 人の董事または監事候補者に投票してもよいし、数人の候補者に分けて投票することもできるとする制度です。その投票の結果、得票数の多い者から、順次董事や監事に選任されます。累積投票制においては、少数派株主も自己の意思を反映する董事を選任できる可能性が高くなるので、少数派株主の経営参加を保護する趣旨の制度と言えます。

●株主が株主会に出席できない場合に、代理人を出席させて議決権を行使することができますか？

(答) できます (新会社法 118 条)。

株主から受領した授權範囲 (代理事項、権限および期間) を明記した委任状を提出すれば代理人が議決権を行使できます。

●議事録を作成する必要がありますか？

(答) あります。

株主会は、議事事項の決定について議事録を作成しなければならず、主宰者および総会に出席した董事が議事録に署名しなければいけません。また議事録は出席株主の署名簿および代理出席の委任状とともに保管しなければなりません (新会社法 119 条)。

(2) 董事会

① 位置付け、概要

前述のとおり、有限責任会社と同じく株式会社でも最高意思決定機関は株主会になり、董事会は株主会の決議に基づいて業務執行を行う機関になります。株式会社でも董事会の設置が原則必要です (会社法 120 条、68 条) が、有限責任会社と同様、株主の人数が比較的少ない、または規模が比較的小さい株式会社は、董事を 1 名おき、董事会を設置しないことができます (改正会社法 128 条)。基本的な枠組みは有限責任会社の董事会と同様です。

② 決議事項

重要決議事項はすべて株主会の決議事項となり、董事会は株主会決議事項の立案権を有し、また株主会決議事項以外の事項を決議することになります。

この点、有限責任会社の場合と同様です。

③ 招集手続き

有限責任会社の董事会の招集手続きは特に法定されていませんが、株式会社は比較的大規模な会社を想定しているため、董事会の招集手続きについても法律上で定められています。董事会招集の注意点は以下のとおりです (改正会社法 123 条)。

	董事会招集の注意点
招集権者	董事長
招集通知	10 日前に通知 ☆臨時董事会の場合は、通知方法・期限は董事会が決定します。
最低開催回数	2 回／年

●臨時董事会はどういう場合に招集しますか？

(答) 董事長は以下の条件を満たす者から提案を受けた場合、10 日以内に董事会を招集・主宰しなければいけません(新会社法 123 条 2 項)。

- ①10 分の 1 以上の議決権を有する株主
- ②3 分の 1 以上の董事
- ③監事会

④ 董事会の運営

株式会社の董事会の運営も、有限責任会社の董事会の運営と基本的枠組みは同じですが、董事会の構成員数、定足数、決議方法など異なる点もあります。董事会の運営の注意点は以下のとおりです (改正会社法 123 条、125 条)。

	董事会運営の注意点
主宰者	董事長
構成人数	3 人以上
議決権	1 人 1 票
定足数	過半数の董事の出席
決議方法	全董事の過半数で決議
代理出席	○

●董事が出席できない時、代理人が出席することができますか？

(答) できます。

本人出席が原則ですが、授權範囲を明記した書面の委員上を提出して、その他の董事に代理出席させることができます (改正会社法 125 条 1 項)。

⑤ 株主会と董事会の関係

株主会と董事会の関係と同様です。株主会が最高意思決定機関となり、董事会は株主会の決議を執行します。

⑥ 董事

(a) 就任資格

有限責任会社の董事と同じです（第 20 ページ参照）。

(b) 選任方法、任期等

株主会が董事を任命・解任し、その報酬を決定します（改正会社法 122 条）。董事の任期は 3 年以下です（改正会社法 70 条、120 条）

(c) 董事の義務

有限責任会社の董事と同様の義務を負います（改正会社法 180 条、181 条、188 条、191 条等）（第 23、27～29 ページ参照）。

(d) 従業員董事

有限責任会社の場合と同様です（改正会社法 120 条、68 条 1 項）（第 22、23 ページ参照）。

⑦ 董事長、副董事長

(a) 選任方法

有限責任会社と同じく、董事長と副董事長は、董事会が全董事の過半数で選任・解任します（改正会社法 120 条、68 条 2 項）。

(b) 権限

董事長は、董事会を招集・主宰し、董事会決議の実施状況を検査します。副董事長は、董事長の職務を補佐し、董事長が職務を履行できない場合、または職務を履行しない場合は、副董事長が職務を代行します。副董事長が職務を履行できない場合、または職務を履行しない場合は、半数以上の董事が共同で選出した 1 名の董事が職務を履行します（改正会社法 122 条 2 項）。

(3) 総経理、副総経理

有限責任会社の総経理、副総経理と同様です（改正会社法 126 条、67 条、74 条）（第 24 ページ参照）。

(4) 監事会

株式会社は、大規模会社を想定しているため、監事会による監督を有限責任会社よりも強化する必要があり、株式会社は原則監事会を設ける必要がありました（改正会社法 130 条）。もともと、改正会社法の施行により、有限責任会社と同じく、株主の人数が比較的少ないまたは規模が比較的小さい会社の場合は、1 名の監事をおいて監事会を設置しないことも可能となりました（改正会社法 133 条）。ただし、前述の必要性から、株式会社では全株主の同意によって監事を設置しないことが認められていないため、この点は有限責任会社と規定が異なります。

監事会は監事 3 名以上で構成します。株主会が各監事を任命・解任し、報酬も決定します（改正会社法 112 条、59 条）。また、監事会には株主代表および適当な比率の会社の従業員代表を含まなければならず、従業員代表の比率は 3 分の 1 を下回ってははいけません（改正会社法 130 条 2 項）。

監事会には、主席 1 名をおき、副主席を置くことができます。監事会の主席および副主席は全監事の過半数の選挙により選出します。監事会主席は監事会会議を招集し、主宰します。監事会主席が職務を履行できない場合、または職務を履行しない場合、監事会副主席が監事会会議を招集・主宰し、監事会副主席が職務を履行できない場合は、半数以上の監事が共同で推薦する 1 名の監事が監事会会議を招集・主宰します（改正会社法 130 条 3 項）。董事・高級管理職は、監事を兼任することはできません（改正会社法 130 条 4 項）。

監事会の権限は、有限責任会社の監事会と同様です（改正会社法 131 条、78 条）。

(5) 監査委員会

有限責任会社における監査委員会と同様です（第 26 ページ参照）。

〇〇有限公司定款（参考）
（独資小規模企業用）

第一章 総則

第1条 「中華人民共和国外商投資法」、「中華人民共和国会社法」およびその他の中国国内関係法規に基づき、〇〇株式会社により中国の〇〇市で〇〇有限公司（以下は「会社」と称する）を設立し、本定款を制定する。本定款の各条項は法律、法規、規則と一致しない場合、法律、法規、規則の規定に準じて実施するものとする。

第2条 会社名称：〇〇有限公司

英語名称：〇〇〇〇

法定住所：〇〇〇〇

法定代表者：〇〇

第3条 株主名称：〇〇

法定住所：〇〇〇〇

第4条 会社の組織形態は有限責任会社とする。会社は、会社のすべての資産を以って会社の債務に対し責任を負う。株主は出資した出資金を限度として責任を負う。

第5条 会社は中国の法人であり、中国の法律によって管轄され、また保護を受ける。会社のすべての活動は中国の法律・法令および関連条例を遵守し、社会公德、商業道徳を遵守し、誠実に約束を遵守し、政府および社会公衆の監督を受け、社会的責任を果たさなければならない。

第二章 経営範囲

第6条 会社の経営範囲：〇〇〇〇

第三章 登録資本金

第7条 会社の登録資本金は〇〇〇〇人民元とする。

会社の投資総額は〇〇〇〇人民元とする。

第8条 株主による出資について下記通りとする。

出資期限：会社設立後の○年以内に分割振り込み

出資通貨：人民元

出資方式：現金出資

第四章 会社の機構およびその構成方法、職権、議事規則

第9条 株主は会社の最高権力機関であり、下記の職責を行使する。

- (1) 董事の選任および解任、董事の報酬事項の決定
- (2) 董事による報告への審査、承認
- (3) 監事による報告への審査、承認
- (4) 利益配当案および欠損補填案の審査、承認
- (5) 会社の登録資本金の増加と減少の決定
- (6) 会社の合併、分割、解散、清算又は会社形態の変更の決定
- (7) 本定款の改訂
- (8) 年度予算案、決算案の承認
- (9) その他、本定款、会社法に定めるその他の権限

第10条 株主が第9条に基づく決定は、書面形式を採用し、株主の代表者による署名および株主による社印の押捺をもって、発行しなければならない。

第11条 会社には董事会を設置せず、董事1名を設置し、株主よりの委任より決定する。董事の任期は3年であり、任期満了の場合再任できる。

第12条 董事は、株主に対して責任を負い、下記の職責を行使する。

- (1) 株主への業務報告
- (2) 株主決定の実施
- (3) 会社の経営計画および投資案の決定
- (4) 利益配当案および欠損補填案の作成
- (5) 会社の登録資本金の増加、減少案の作成
- (6) 会社の合併、分割、解散、清算又は会社形態の変更案の作成
- (7) 会社の内部管理機構の設置の決定
- (8) 会社総経理およびその他の高級管理職員の任免および報酬事項の決定
- (9) 会社の基本的な管理制度の制定
- (10) 年度予算案、決算案の作成

(11) その他、本定款、会社法に定める他の権限

第13条 会社は総経理を設置し、董事が任命または解雇を決定する。総経理は会社の権限分掌規程に基づき、職権を確定し、実行するものとする。

第14条 会社は監事会を設置せず、監事一名を置き、株主の委任より決定する。監事の任期は3年であり、任期満了の場合再任できる。

第15条 監事は下記の職責を行使する。

- (1) 会社財務の検査
- (2) 董事、高級管理職の会社職務執行に対する監督、並びに法律、行政法規、本定款或いは株主決定に違反する董事および高級管理職に対する免職の提案
- (3) 董事、高級管理職の行為が会社の利益に損害を与える場合における、董事および高級管理職に対する是正の要求
- (4) 株主に対する提案
- (5) 会社法の規定に基づいて、董事、高級管理職に対する訴訟の提起
- (6) 定款に定めるその他の権限

第16条 会社は董事指導のもと、総経理責任制とし会社の日常業務を管理する。董事は、株主の決定により総経理を兼務することができる。

第五章 法定代表者

第17条 会社の法定代表者は総経理が就任する。

第六章 税務、外貨管理、財務と会計、労働管理、労働組合

第18条 会社は中国の関係法律、法規および規定に基づき、税務および外貨事項を取扱い、財務および会計制度を制定し、実施する。

第19条 会社は「中華人民共和国労働法」および「中華人民共和国労働契約法」、「中華人民共和国社会保険法」などの法律、法規の規定に基づいて、従業員の雇用、解雇、辞職、賃金福利、社会保険、労働紀律等の事項について取り扱うものとする。

第20条 従業員は「中華人民共和国労働組合法」、「中国労働組合定款」に基づき、労働組合を設立する権利を有する。

第七章 経営期間、解散と清算

第21条 会社の経営期間は営業許可証の発行日より計算し、〇〇年とする。

第22条 会社は経営期間の延長を決定した場合、登記機関において変更手続きを行うものとする。

第23条 会社は経営期間満了前に解散する場合、株主の決定により、管轄を有する行政機関に届出、登記等を行うものとする。

第24条 会社に以下のいずれかの状況が発生した場合、会社の経営期限の満了前に解散することができる。

- (1) 不可抗力により会社の継続経営ができない場合
- (2) 会社の経営状況の悪化により欠損を出し、継続経営ができない場合
- (3) 株主が経営期間満了前の解散を決定した場合
- (4) 法律に基づき営業許可書が取り消され、経営停止・中断を命じられた場合
- (5) 人民法院が会社法の関連規定に従って解散を命じた場合
- (6) 本定款に定めたその他の解散事由を有した場合

第25条 会社の経営期限満了或いは満期前に解散する場合、会社は法律に基づき清算組を設立させ、会社を清算する。董事は清算組の組員である。

第26条 会社清算の終了後、清算組は清算報告書を作成して、株主に上程し審議承認された後に、会社の登記機関に提出し、会社登記の抹消手続きを申請する。会社の解散後は、株主が会社の帳簿を保管するものとする。

第八章 適用法律

第27条 本定款の制定、発効、解釈、履行および紛争の解決については中国の法律に適用する。

第九章 附則

第28条 会社は本定款を登記機関に届出し、定款の改訂も同様とする。

第29条 本定款は中国語と日本語で作成する。中国語と日本語と齟齬がある場合、中国語に準ずるものとする。

第30条 本定款は株主が〇〇年〇月〇日に〇〇市にて署名した。
(以下は本文なしです)

株主：〇〇〇〇

代表取締役（署名）